

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

告 示

○平成19年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について（第101号）	2
○秋田市保健所取扱い手数料の徴収および収納業務の委託について（第102号）	3
○犬の登録手数料の徴収業務の委託について（第103号）	3
○狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務の委託について（第104号）	3
○チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務の委託について（第105号）	3
○秋田市河辺地域活動センター施設使用料等徴収業務の委託について（第106号）	3
○秋田市雄和地域活動センター施設使用料等徴収業務の委託について（第107号）	3
○秋田市大森山動物園入園料徴収および案内業務の委託について（第108号）	3
○出納員および現金取扱員への委任等について（第109号）	3
○一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について（第110号）	18
○秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務の委託について（第111号）	19
○秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務の委託について（第112号）	19
○市立夜間休日応急診療所の使用料および手数料の徴収等の委任について（第113号）	19
○秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料徴収業務の委託について（第114号）	19
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第115号）	19
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第116号）	19
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第117号）	19
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第118号）	19
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第119号）	20
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第120号）	20
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第121号）	20
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第	

122号）	20
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第123号）	20
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定について（第124号）	20
○納税通知書の公示送達について（第125号）	21
○放置自転車等の撤去および保管について（第126号）	21
○都市計画の変更について（第127号）	21
○都市計画の変更について（第128号）	21
○町および字の区域ならびにその名称の変更について（第129号）	21
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第130号）	21
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第131号）	22
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第132号）	22
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第133号）	22
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第134号）	22
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第135号）	22
○放置自転車等の撤去および保管について（第136号）	23
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第137号）	23
○平成19年度の地籍調査事業の実施について（第138号）	23
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の取消について（第139号）	23
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第140号）	23
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第141号）	24
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第142号）	24
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項に規定する指定区域の指定について（第143号）	24
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第144号）	24
○生活保護法による介護機関の指定等について（第145号）	24
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第146号）	25

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第7号）	25
-----------------------	----

選 管 告 示

○平成19年4月8日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の変更選任について（第21号）	25
○平成19年4月14日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所の指定について（第22号）	25
○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第23号）	26
○平成19年4月22日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポス	

ター掲示場の設置場所について（第24号）	26
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙の期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第25号）	26
○任期満了による秋田市議会議員一般選挙の執行について（第26号）	26
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について（第27号）	26
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について（第28号）	26
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第29号）	26
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所について（第30号）	31
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務を選挙会場において選挙会の事務と併せて行うことについて（第31号）	33
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙について開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について（第32号）	33
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所について（第33号）	33
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第34号）	34
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第35号）	36
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙について発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第36号）	36
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者の変更選任について（第37号）	36
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙において当選した者の氏名および住所について（第38号）	37
○秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙の執行について（第39号）	37
○平成19年 5 月 1 日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人の選任について（第40号）	37

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第 5 号）	38
○秋田市農業委員会総会の議事録の縦覧について（第 6 号）	38

上下水道局告示

○秋田市上下水道事業に係る水道メーターの検針事務等の委託について（第29号）	38
○秋田市上下水道事業に係る料金精算等業務の委託について（第30号）	38
○秋田市水道料金等のコンビニエンスストア収納事務の委託について（第31号）	39
○指定排水設備工事業者の指定について（第32号）	39

○指定給水装置工事業者の指定について（第33号）	39
○指定排水設備工事業者の指定について（第34号）	39
○指定給水装置工事業者の指定について（第35号）	39
○指定排水設備工事業者の廃止について（第36号）	40

選 挙 長 告 示

○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所について（第 1 号）	40
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第 2 号）	40
○平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙の候補者の届出について（第 3 号）	40
○平成19年 5 月 1 日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙長の事務を行う場所について（第 1 号）	43
○平成19年 5 月 1 日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙の候補者の届出について（第 2 号）	43
○平成19年 5 月 1 日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙の投票を行わないことについて（第 3 号）	45
○平成19年 5 月 1 日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第 4 号）	45

公 告

○要保護児童対策地域協議会の設置について	45
○土地収用法施行令による公示送達について	46
○入札参加希望者の公募について	46
○秋田農業振興地域整備計画の変更について	47
○入札参加希望者の公募について	47
○入札参加希望者の公募について	48
○秋田市中心市街地活性化基本計画策定委託業務の公募型プロポーザルの実施について	49
○秋田市立秋田北中学校増改築工事にかかる入札参加資格の申請の受付について	50
○土地区画整理事業の終了の認可について	51
○秋田市中心卸売市場青果部仲卸業者の公募について	52
○農用地利用集積計画の策定について	52
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について	52
○平成19年 3 月23日付けの農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく公告の一部内容訂正について	53

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について	53
○一般競争入札の執行について	54
○一般競争入札の執行について	55
○入札参加希望者の公募について	56

告 示

秋田市告示第101号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成19年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市保健所取扱い手数料の徴収、収納業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
秋田食品衛生協会
会長 横 谷 貞 二

秋田市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目 7 番 9 号
社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文

秋田市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目 7 番 9 号
社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂 原 和 文

秋田市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港西三丁目 9 番15号

株式会社インフォメーションプラザ秋田

代表取締役社長 横 山 安 成

秋田市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市河辺地域活動センター施設使用料等徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市東通仲町20番16号
株式会社エイビック
代表取締役 布 施 隆 久

秋田市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市雄和地域活動センター施設使用料等徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田山下北手梨平字登館33－ 3
東北ビル管財株式会社 秋田営業所
所長 石 塚 正 喜

秋田市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市大森山動物園入園料徴収および案内業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市浜田字潟端154番地
浜田観光株式会社
代表取締役 加 藤 次 男

秋田市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員および現金取扱員に委任し、又は、再委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第170条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

収入役から出納員への委任

委任を受ける出納員	委 任 事 務
佐 藤 義 敏	有価証券の出納保管に関する事務。
辻 永 徹	有価証券の出納保管に関する事務。
武 埴 恒 子	有価証券の出納保管に関する事務。
菅 原 裕 子	有価証券の出納保管に関する事務。
中 島 修	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務。
柿 崎 武 彦	入札保証金に関する受領等についての事務。人事課において取り扱う財産売払い収入の収納に関する事務。
相 場 文 男	入札保証金に関する受領等についての事務。

鷺 谷 邦 夫	情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務。
小笠原 利 美	管財課において取り扱う財産売却収入、財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務。
佐々木 吉 丸	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料ならびに市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱うつり銭の出納保管に関する事務。
高 橋 範 慶	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務。
堀 井 満	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。
石 黒 和 雄	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料、その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
杳 澤 正 一	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
佐 藤 聡	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
松 木 仁	各コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。
畠 山 秋 雄	寺内地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。寺内地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
筒 井 弘	將軍野地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。將軍野地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
高 田 全	太平地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
畠 也志史	外旭川地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
渡 部 真志美	飯島地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。飯島地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
永 田 博	下新城地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
三 浦 雄 一	上新城地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 彰 倫	豊岩地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
渡 辺 光 雄	御野場地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。南地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
塚 田 敏 春	上北手地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話利用収入の収納に関する事務。
高 山 信義	下北手地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
平 塚 久 訓	下浜地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 徳 司	金足地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 公 世	土崎支所において取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
大 門 義 廣	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。
小 熊 伸 司	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務。
新 田 行 平	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。老人・福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。保育料の収納に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務。各保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務。

佐 藤 英 樹	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務。
石 川 真	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務。
古 木 恵美子	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務。
北 橋 洋 悦	メタボリックシンドローム予防教室の参加費の徴収および健康と栄養講話会の参加費の徴収事務。
福 田 弥 生	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
加 賀 千 光	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務。
須 藤 智 明	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。
加賀谷 敏 春	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
田 口 光 宏	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務。
小 松 守	大森山動物園図録頒布収入、えさやり体験収入等の収納に関する事務。
小 島 武 志	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務。
長谷部 正 直	秋田市中央卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務。
今 野 郁 夫	建設総務課において取扱う諸証明手数料、使用料および寄付金の収納に関する事務。市道証明手数料の収納に関する事務。道路占用料および東西歩道橋広告板使用料の収納に関する事務。
福 井 宗 親	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）の収納に関する事務。屋外広告物申請手数料の収納に関する事務。
佐々木 淳 一	都市計画図等売払収入に関する事務。開発許可等申請手数料の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金徴収事務。
小 玉 充 郎	建築申請手数料等の収納に関する事務。
石 塚 鈴 雄	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。
多 田 正 明	市民交流プラザの使用料、複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
石 塚 稔	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
京 極 進	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
中 島 義 博	秋田公立美術工芸短期大学の授業料および校地校舎使用料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の授業料および校地校舎使用料の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の入学検定料、入学科および諸証明手数料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の入学検定料および入学金の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の電話利用収入および複写機利用収入の収納に関する事務。
高 橋 勇	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務。
古 里 正 昭	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務。
伊 藤 栄 二	教育研究所の公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	市立体育館および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。市営運動場、運動公園内施設等の使用料および八橋運動公園附属地使用料の収納に関する事務。市営運動場、八橋運動公園内施設の公衆電話使用料の収納に関する事務。
小 松 正 夫	河辺農林漁業資料館観覧料、雄和ふるさとセンター談話室使用料、つり銭の出納保管に関する事務。
安 田 美智男	児童館、児童センターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
鎌 田 照 平	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびにつり銭の出納保管に関する事務。
田 村 信 雄	中央公民館の使用料の収納に関する事務。

古 木 孝 夫	土崎公民館の使用料、土崎体育館および附属地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。夜間照明設備使用料の収納に関する事務。将軍野高齢者学習センター公衆電話使用料の収納に関する事務。
相 原 久 平	西部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。
石 塚 嗣 己	東部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。
伊 藤 秀 孝	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。
杉 山 重 弘	北部公民館の使用料の収納に関する事務。
中 泉 孝 一	中央図書館明德館の公衆電話使用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。
阿 部 真 澄	土崎図書館の公衆電話使用料および光熱水費等使用料の収納に関する事務。
伊 藤 明	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。
工 藤 淳	河辺公民館において取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
鈴 木 力 雄	雄和公民館において取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
畠 山 茂	美術館観覧料、図録頒布収入等の収納に関する事務。
木 村 裕	赤れんが郷土館観覧料、敷地使用料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
田 口 清 昭	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小 林 建 一	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料およびつり銭の出納保管に関する事務。
水戸瀬 保 夫	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。
高 橋 明 道	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務。

出納員から現金取扱員への再委任

委任する出納員	委任を受ける現金取扱員	委 任 事 務
高 橋 範 慶	柏 谷 久 芳	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	布 施 通	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	鈴 木 淳	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	佐 藤 正 樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	大 野 幸 雄	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	目 黒 満 晴	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	佐々木 一	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。

高 橋 範 慶	佐々木 寿 人	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	小 野 親 明	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	浅 利 栄 子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	鎌 田 慶 子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	淡 路 喜美雄	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	渡 邊 雅 樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	田 中 真 人	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	細 谷 郁 磨	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	佐々木 淳 也	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	畠 山 欣 丈	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	横 井 章	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	高 屋 伸 一	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	伊 藤 哲 志	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。

高 橋 範 慶	岡 本 広 大	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	工 藤 奈津子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	成 田 隆 志	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	秋 山 洋 樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	斎 藤 基 浩	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	伊 藤 達 矢	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	山 田 芳 久	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	佐 藤 和 哉	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	田 口 誠	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	長谷部 達 也	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	永 井 祐 美	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	安 藤 大 樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	七 尾 宏 和	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。

高 橋 範 慶	佐 藤 雄 介	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	小 松 昌 司	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高 橋 範 慶	金 子 歌 子	松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。
堀 井 満	石 川 雅 樹	計量検査手数料の収納に関する事務・市営墓地管理手数料の収納に関する事務・市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。
堀 井 満	宇佐美 喜 志	市営墓地管理手数料の収納に関する事務・市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。
堀 井 満	吉 田 淳 一	計量検査手数料の収納に関する事務・市営墓地管理手数料の収納に関する事務・市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	安 田 清	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
佐 藤 聡	服 部 芳 久	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
佐 藤 聡	菅 原 文 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
佐 藤 聡	嵯 峨 博 文	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	筒 井 潤 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	大 門 昭 男	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	門 間 淳 一	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	佐 藤 美保子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐 藤 聡	佐々木 智 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

佐 藤 聡	佐 賀 雅 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐 藤 聡	佐 藤 滋 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐 藤 聡	塩 田 いく子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐 藤 聡	竹 内 紀 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐 藤 聡	長谷川 順 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐 藤 聡	山 崎 裕 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐 藤 聡	嵯 峨 昌 美	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐 藤 聡	鈴 木 智 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
小 熊 伸 司	黒 澤 亮	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。
新 田 行 平	滝 沢 良 子	老人・福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務。
新 田 行 平	今 川 智 仁	身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。
新 田 行 平	佐 藤 夏 樹	心身障害者居室整備資金貸付元利金の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	佐々木 実	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	仙北屋 一 紀	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	佐 藤 サ ツ	母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	村 上 陽 子	母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	保 坂 泰 葉	保育料の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	吉 田 典 雄	土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	石 川 祐 子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	筒 井 由起子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	飯 塚 春 美	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	後 藤 節 子	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	伊 東 美樹子	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	佐 藤 悦 子	保戸野保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	遠 藤 洋 子	保戸野保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	熊 谷 琴 子	手形第一保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	佐 藤 圭 子	手形第一保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。

黒 沢 光 伸	田 仲 あつ子	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	伊 藤 由紀代	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	佐 藤 光 子	牛島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	三 浦 美恵子	牛島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	川 口 千加子	港北保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	津 田 徹	港北保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	片 倉 倫 子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	佐々木 牧 子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	宮 崎 まち子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	三 浦 厚 子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	組 谷 節 子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	羽 深 誠 子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	藤 田 静 子	河辺中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	豊 島 りり子	河辺中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	菊 地 久 子	岩見三内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	佐 藤 陽 子	岩見三内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	伊 藤 フミ子	戸島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	土 田 芳 子	戸島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	小野寺 輝 子	新波保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	星 川 育 子	新波保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	組 谷 良 子	川添保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	佐 藤 みき子	川添保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	佐 藤 茂 子	雄和中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	工 藤 美 嘉	雄和中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
佐 藤 英 樹	笠 井 いずみ	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	澤田石 真	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	児 玉 功	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	堀 慶一郎	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	鎌 田 裕	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	坂 口 真 人	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	太 田 竜 彦	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	前 田 智 久	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	松 浦 康 樹	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	佐 藤 伸	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、 その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当 利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。

佐 藤 英 樹	長谷川 里 美	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	本庄谷 啓 太	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	佐々木 恒 英	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	森 川 瑠実子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	佐 藤 直 子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	丸 山 進	老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	滝 田 綾 子	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収入に関する事務。
福 田 弥 生	池 田 小百合	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
福 田 弥 生	小 原 美津子	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
福 田 弥 生	三 浦 芳 人	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
福 田 弥 生	赤 田 真貴子	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
福 田 弥 生	佐 藤 文 幸	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
福 田 弥 生	住 谷 博 美	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
福 田 弥 生	近 藤 美加子	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
加 賀 千 光	田 近 憲 一	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務。
須 藤 智 明	工 藤 一 権	ごみ処理手数料、廃棄物処理業手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。
須 藤 智 明	鎌 田 潔	ごみ処理手数料、廃棄物処理業手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。
須 藤 智 明	佐 藤 貴 之	ごみ処理手数料、廃棄物処理業手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。
加賀谷 敏 春	大 澤 義 人	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	藤 田 芳 幸	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	船 木 勇 一	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	沼 倉 廣 三	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	大 山 由紀子	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	稲 垣 和 春	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	佐 藤 直 樹	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	高 橋 紫 穂	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	大 宮 浩 樹	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	小 玉 泰 征	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏 春	佐 藤 真 梨	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
小 島 武 志	沖 隆 志	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務。
小 島 武 志	小野寺 晃	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務。
佐々木 淳 一	澤田石 昇	秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金徴収事務。
佐々木 淳 一	佐 藤 能 之	秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金徴収事務。
佐々木 淳 一	大 野 英	秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金徴収事務。
佐々木 淳 一	菅 原 崇	秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金徴収事務。
石 塚 鈴 雄	佐 藤 徳 次	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石 塚 鈴 雄	安 宅 英 勝	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石 塚 鈴 雄	鈴 木 直	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。

石 塚 鈴 雄	八 柳 泰 輔	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石 塚 鈴 雄	田 森 紀 子	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石 塚 鈴 雄	柳 原 一 彦	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石 塚 鈴 雄	三 浦 広 樹	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石 塚 鈴 雄	船 木 広 喜	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石 塚 鈴 雄	田 口 泉 市	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
工 藤 松 雄	佐 藤 幸 子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	佐 藤 喜代隆	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	金 次 男	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	池 田 誠	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	進 藤 秀 磨	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	高 橋 明 子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	清 水 直 子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	伊 藤 朋 幸	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	伊 藤 秀 和	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	大 山 由紀子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	稲 垣 和 春	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	佐 藤 瑞 子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	佐 藤 直 樹	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	高 橋 紫 穂	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	石 塚 三 和	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	熊 谷 直 正	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	小野寺 裕 子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	佐 藤 恵美子	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	高 橋 望 美	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	鎌 田 護	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	鈴 木 喜 隆	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 松 雄	榊 博 光	河辺市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	阿 部 公 能	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。

工 藤 昌 夫	佐 藤 三 歩	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	黒 崎 博 正	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。雄和地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	加 藤 幹 雄	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	伊 藤 勉	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	武 田 文 人	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐々木 俊 樹	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	小 番 貢	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐々木 由紀子	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	大 宮 浩 樹	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	小 玉 泰 征	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	東海林 裕美子	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 真 梨	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	加 藤 ゆみ子	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	名古屋 奈緒子	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	伊 藤 主	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	池 田 義 高	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	勝 田 茂 満	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	加賀谷 富喜子	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 耕	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 和 也	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 長 雄	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。
工 藤 昌 夫	鎌 田 藤 夫	雄和市民センターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	田 口 美喜利	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	金 子 一 典	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	廣 田 らん子	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	伊 藤 史	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	伊 藤 毅	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	嵯 峨 敏 夫	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	池 田 幹 雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	千 葉 誠	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

和 賀 芳 宏	池 田 博 志	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	沢 井 理雄太	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	湯 沢 尚 次	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	渡 辺 学	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	柴 田 隆 紀	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	松 本 麻 莉	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	相 原 靖	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	齋 藤 京 子	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	田 口 捷 悦	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	佐々木 紀 一	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	秋 由 勲	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	伊 吹 正	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	三 枝 由 夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	佐々木 哲 夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	富 谷 慶 輔	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	中 田 信 夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	佐 藤 茂 子	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	木 村 功	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	藤 原 俊 満	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	金 道 雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	伊 藤 寿 雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	鈴 木 富三夫	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	菅 野 一 吉	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	菅 野 靖 雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	神 田 正 光	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	熊 谷 忠	スポパークかわべ使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	石 塚 幸 子	スポパークかわべ使用料の収納に関する事務。
小 松 正 夫	田 口 茂	河辺農林漁業資料館観覧料、つり銭の出納保管に関する事務。
小 松 正 夫	鈴 木 鉄 雄	雄和ふるさとセンター談話室使用料、河辺農林漁業資料館観覧料、つり銭の出納保管に関する事務。
小 松 正 夫	加 藤 志美雄	雄和ふるさとセンター談話室使用料、つり銭の出納保管に関する事務。
田 口 清 昭	渡 辺 和 文	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭出納保管に関する事務。
田 口 清 昭	進 藤 満 雄	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭出納保管に関する事務。
田 口 清 昭	保 坂 喜代治	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料、および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭出納保管に関する事務。
日 野 久	鈴 木 義 春	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	遠 藤 勇 司	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	鈴 木 庄 吉	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	高 橋 文 夫	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	田 代 健 作	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	湯 田 勝 男	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。

秋田市告示第110号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の収納事務を次の者へ委託し

たので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1
財団法人秋田市総合振興公社
理事長 佐 藤 英 實

秋田市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名ならびに委託期間

秋田市雄和妙法字糠塚 1 番地 1

株式会社雄和振興公社

代表取締役 伊 藤 憲 一

平成19年 4 月 1 日～平成20年 3 月31日

秋田市告示第112号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名ならびに委託期間

秋田市雄和妙法字糠塚 1 番地 1

株式会社雄和振興公社

代表取締役 伊 藤 憲 一

平成19年 4 月 1 日～平成20年 3 月31日

秋田市告示第113号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収、収納業務を次の者に委任したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目 8 番 5 号

社団法人 秋田市医師会

会長 福 島 幸 隆

秋田市告示第114号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市御所野地藏田三丁目 1 番 1 号

財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会

理事長 小 国 裕 実

秋田市告示第115号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の20第 1 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 1 3 6
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	八橋地域包括支援センター社協 秋田市八橋南一丁目 8 - 2
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 秋田市八橋南一丁目 8 - 2 会長 鈴 木 彪四郎 秋田市手形山南町11-21
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第116号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の20第 1 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 1 4 4
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	泉地域包括支援センターリンデンバウム 秋田市泉菅野二丁目17-11
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 いずみ会 秋田市泉菅野二丁目17-11 理事長 久保田 奉 幸 秋田市牛島東七丁目14-10
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第117号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の20第 1 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 1 5 1
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	東通地域包括支援センターひだまり 秋田市東通仲町 4 - 1 秋田拠点センターアルヴェ 5 階
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 晃和会 秋田市太平八田字藤の崎231番地 3 理事長 加 藤 光 俊 秋田市広面字釣瓶町27番地21
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第118号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の20第 1 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 1 6 9
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	桜地域包括支援センター桜の園 秋田市桜二丁目17-45
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 桜丘会 秋田市下北手梨平字登館8番地 理事長 松 渕 和 博 秋田市横森二丁目13-8
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の20第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 1 7 7
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	河辺地域包括支援センター社協 秋田市河辺北野田高屋字上前田表 66番地 1
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 秋田市八橋南一丁目8-2 会長 鈴 木 彪四郎 秋田市手形山南町11-21
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の20第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 1 8 5
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	新屋地域包括支援センターエンデバー 秋田市新屋大川町18-7
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	医療法人 惇慧会 秋田市外旭川字三後田142番地 理事長 穂 積 恒 秋田市外旭川字鳥谷場186番地
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の20第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 1 9 3
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	御所野地域包括支援センターけやき 秋田市御所野下堤五丁目1-5
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 秋田けやき会 秋田市御所野下堤五丁目1-5 理事長 檜 岡 一 秋田市八橋本町三丁目5-3
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の20第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 2 0 1
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	雄和地域包括支援センター緑水苑 秋田市雄和石田字苗代沢25番地 1
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 雄和福祉会 秋田市雄和石田字苗代沢18番地 理事長 七 尾 千代丸 秋田市雄和下黒瀬字野中7番地
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の20第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 2 1 9
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	寺内地域包括支援センター寿光園 秋田市寺内後城6-41
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 秋田県厚生協会 秋田市寺内後城6-41 理事長 加 藤 二 郎 秋田市仁井田新田三丁目5-14
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の20第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の27の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 0 0 1 0 0 2 2 7
指定介護予防支援事業所の名称および所在地	下新城地域包括支援センターニコニコ 秋田市下新城中野字琵琶沼421番地 2

当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	医療法人 久幸会 秋田市下新城中野字琵琶沼124番地 1 理事長 稲 庭 千弥子 秋田市山王沼田町 4 - 12
指定の年月日	平成19年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防支援

秋田市告示第125号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 4 月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成18年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第126号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年 4 月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数
 - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台
 - 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台
 - 撤去し、保管した年月日
平成19年 3 月16日から同年 3 月31日まで
 - 返還を行う時間および場所
 - 時間 午前10時から午後 7 時まで
 - 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年 4 月25日から平成19年10月25日まで
- 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 問い合わせ先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年 4 月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画高度利用地区 駅前
- 都市計画を変更する土地の区域
秋田市中通二丁目
- 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年 4 月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画公園 2・2・238号 御所野第5街区公園
- 都市計画を変更する土地の区域
秋田市四ツ小屋小阿地字狸崎
- 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第129号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき、町および字の区域ならびにその名称を変更することについて、次のとおりその案を告示する。

平成19年 4 月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 変更する町および字の区域 別図（省略）のとおり
- 変更する町および字の名称

変更後の町名	変更前の町および字名
御所野堤台 一丁目	上北手猿田字堤ノ沢、上北手古野字台、 上北手古野字脇ノ田

秋田市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 4 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市下新城笠岡自治会
- 認可年月日
平成15年 4 月22日
- 変更があった事項およびその内容
事務所

変更前 秋田市下新城笠岡字笠岡292番地の 1
変更後 秋田市下新城笠岡字笠岡61番地
代表者の氏名および住所
変更前 長谷川 重次郎
秋田市下新城笠岡字笠岡292番地の 1
変更後 鎌 田 次 男
秋田市下新城笠岡字笠岡61番地

- 4 変更年月日
平成19年 4 月19日
5 変更の理由
事務所の変更および役員改選による

秋田市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成19年 4 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
石田坂町内会
2 認可年月日
平成12年 2 月14日
3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 堀 川 亮 悦
秋田市豊岩石田坂字坂ノ下78番地の 2
変更後 安 田 欽 一
秋田市豊岩石田坂字碓 1 番地の 3
4 変更年月日
平成19年 4 月19日
5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成19年 4 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
本田自治会
2 認可年月日
平成16年11月16日
3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 石 井 重 一
秋田市雄和田草川字太田37番地
変更後 伊 藤 順 一
秋田市雄和田草川字本田127番地 1
4 変更年月日
平成19年 4 月19日
5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 4 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
古野町内会
2 認可年月日
平成 8 年 4 月30日
3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 嵯 峨 清三郎
秋田市上北手古野字脇ノ田90番地
変更後 持 主 正 已
秋田市上北手古野字脇ノ田28番地
4 変更年月日
平成19年 4 月19日
5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成19年 4 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
晃ヶ丘町内会
2 認可年月日
平成10年 4 月17日
3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 畠 山 良 男
秋田市下新城中野字街道端西89番地67
変更後 藤 田 士 郎
秋田市下新城中野字街道端西89番地の90
4 変更年月日
平成19年 4 月19日
5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成19年 4 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
茱萸野町内会
2 認可年月日
平成16年 7 月27日
3 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 本会の区域は、河辺町北野田高屋字茱萸野、薬師沢の区域とする。
変更後 本会の区域は、秋田市河辺北野田高屋字茱萸野および同市河辺北野田高屋字薬師沢の区域とする。
事務所
変更前 河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野78番地
変更後 秋田市河辺北野田高屋字茱萸野90番地

代表者の氏名および住所
変更前 早 川 昭 良
河辺郡河辺町北野田高屋字茱萸野78番地
変更後 齊 藤 學
秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地 1

- 4 変更年月日
平成19年 4 月19日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更、事務所の変更および役員改選による

秋田市告示第136号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 4 月20日
秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 22台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台
- (2) 撤去し、保管した年月日
平成19年 4 月 1 日から同年 4 月15日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
- ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年 5 月 5 日から平成19年11月 5 日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
- (1) 担当する医療の種類：薬局

指 定 年 月 日 および指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	指定取消し年月日 およびその理由
平成18年 6 月 1 日 第28号	山王薬局	秋田市山王二丁目 1 番54号	株式会社山王物産 代表取締役 佐藤むつ子	平成19年 4 月18日 廃止届受理

秋田市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第137号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年 4 月25日
秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

秋田市告示第138号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 7 条の規定に基づき、平成19年度の地籍調査事業を実施するので、告示する。

平成19年 4 月26日
秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 事業計画が告示された年月日
平成19年 4 月24日
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市長 佐 竹 敬 久
- 3 調査地域
平成18年度調査分（地積測定・地籍簿および原図作成）
秋田市雄和平尾鳥字中村、臼ヶ沢および金井田の全部
平成19年度調査分（現地一筆地調査）
秋田市雄和平尾鳥字馬落、蒲田、野田および中山の全部
- 4 調査期間
平成19年 4 月26日から平成20年 3 月31日まで

秋田市告示第139号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年 4 月26日
秋田市長 佐 竹 敬 久

平成19年 4 月27日
秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
飯島西袋町内会

- 2 認可年月日
平成 9 年11月14日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 小 坂 義 己
秋田市飯島西袋三丁目 3 番 5 号
変更後 山 形 宏
秋田市飯島西袋三丁目12番 5 号
- 4 変更年月日
平成19年 4 月27日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 4 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
大住町内会
- 2 認可年月日
平成 8 年 6 月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 記 田 正 治
秋田市大住三丁目14番24号
変更後 小 浜 一 雄
秋田市大住三丁目14番32号
- 4 変更年月日
平成19年 4 月27日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年 4 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
館ノ下町内会
- 2 認可年月日
平成17年 9 月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
事務所
変更前 秋田市上北手猿田字苗代沢140番地 6
変更後 秋田市上北手猿田字館ノ下 2 番地 4
- 4 変更年月日
平成19年 4 月27日
- 5 変更の理由
事務所の変更による

秋田市告示第143号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第 1 項に規定する指定区域を次のとおり指定したので、同法第15条の17第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定区域
秋田市新屋島木町45番 2、48番 3、53番 1、53番 3、54番 2、55番、56番、57番、58番、59番、60番、61番、62番、63番、64番、65番、66番、67番、68番、69番、70番 1、70番 2、71番 1、71番 3、72番 1、73番 1、74番 1、75番 1、76番 1、77番 1、78番 1、79番 1、80番 1、81番 1、82番 1、83番 3、84番 1、85番 1、86番 3、87番 1、88番 1、89番 1、90番 1、91番 1、92番 1、93番 1、94番 1、95番 1、96番 1、97番 1、98番 1、99番 1、100番 1、101番 1、102番 1、103番 1、103番 2、103番 3、103番 4、103番 5、103番 6、103番 7、117番 1、117番 2、117番 4、117番 5、117番 6、117番 7、117番 8、117番 9 および同市向浜二丁目 1 番16の一部

秋田市告示第144号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年 4 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
(1) 担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

名 称	所 在 地	指 定 年月日
大村矯正歯科	秋田市榎山登町 2 番33号	平成19年 5 月 1 日

秋田市告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および同条第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成19年 4 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
光峰苑ホームヘル パステーション	秋田市添川字鶴木台65番 地 3	平成19年 4 月 1 日
光 峰 苑 デ イ サービスセンター	秋田市添川字鶴木台65番 地 3	平成19年 4 月 1 日
光峰苑ショール ステイケアホテル 鶴 木 台	秋田市添川字鶴木台65番 地 3	平成19年 4 月 1 日
虹の街訪問看護 ス テ ー シ ョ ン	秋田市牛島西一丁目 3 番 8 号	平成19年 4 月 1 日
株式会社虹の街 秋 田 営 業 所	秋田市牛島西一丁目 3 番 8 号	平成19年 4 月 1 日
医療法人明光会 五十嵐記念病院 短期入所生活介護 施 設 在 宅 総 合 ケ ア セ ン タ ー	秋田市土崎港中央一丁目 17番23号	平成19年 3 月27日

やすらぎの郷	秋田市泉中央五丁目1番16号	平成19年 4月1日
在宅サービス ステーションライ フサービス秋田	秋田市八橋本町四丁目10 番15号	平成19年 4月3日
愛染会居宅介護 支 援 事 業 所	秋田市飯島新町一丁目3 番15号	平成19年 3月1日
吉 成 皮 膚 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市將軍野桂町33番18 号	平成19年 4月19日
旭 北 歯 科 医 院	秋田市旭北栄町1番4号	平成19年 4月1日
み ら い デ イ サービスセンター	秋田市川尻上野町1番19 号	平成19年 4月1日
みらい工房秋田	秋田市川尻上野町1番19 号	平成19年 4月1日
医療法人千成会 旭 北 介 護 支 援 セ ン タ ー	秋田市旭北栄町1番4号	平成19年 4月15日

2 変更

名 称	変更事項（所在地・名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
ニチイケアセ ンター御所野	アイリスケア センター御所 野	ニチイケアセ ンター御所野	平成19年 4月1日
ニチイケアセ ンター秋田	アイリスケア センター秋田	ニチイケアセ ンター秋田	平成19年 4月1日
ニチイケアセ ンターこうや	アイリスケア センターこう や	ニチイケアセ ンターこうや	平成19年 4月1日
デイホーム古 四王	秋田市寺内字 油田59番地27	秋田市寺内蛭 根三丁目5番 11号	平成19年 2月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
旭北歯科医院	秋田市旭北栄町1番4号	平成19年 3月31日

秋田市告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年 4 月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
雄 和 診 療 所	秋田市雄和新波字本屋敷 114番地3	平成19年 4月3日
吉 成 皮 膚 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市將軍野桂町33番18 号	平成19年 4月19日

旭北歯科医院	秋田市旭北栄町1番4号	平成19年 4月1日
あいば歯科医院	秋田市茨島二丁目4番6 号	平成19年 4月2日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
川口医院	秋田市新屋元町18番27号	平成19年 2月19日
三儼医院	秋田市外旭川字三後田46 番地	平成19年 3月31日
旭北歯科医院	秋田市旭北栄町1番4号	平成19年 3月31日

教 委 告 示

秋田市教委告示第7号

平成19年 4 月 6 日午後 2 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

付議案件

- 平成19年度秋田市の教育について

選 管 告 示

秋市選管告示第21号

平成19年 4 月 8 日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成19年 4 月 5 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

第53投票区（秋田市立港北小学校）

新 秋田市土崎港北五丁目3番5号 浅 利 信 雄

旧 秋田市土崎港中央二丁目4番40号 佐 藤 憲 彦

秋市選管告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づき、平成19年 4 月14日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成19年 4 月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 期間 平成19年 4 月15日から
平成19年 4 月15日まで
- 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成19年 4 月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の 1 の数 5,407人
- 2 3 分の 1 の数 90,116人

秋市選管告示第24号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第10項の規定により準用する同条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成19年 4 月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

（以下のよう略）

秋市選管告示第25号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第40条第 1 項ただし書きの規定により、期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を次のとおり定めたので同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

秋田駅東西連絡自由通路	開く時刻 午前10時
イオン秋田ショッピングセンター	開く時刻 午前10時
秋田市土崎支所	閉じる時刻午後 7 時
秋田市新屋支所	閉じる時刻午後 7 時
秋田市河辺市民センター	閉じる時刻午後 7 時
秋田市雄和市民センター	閉じる時刻午後 7 時
秋田市岩見三内連絡所	閉じる時刻午後 5 時
秋田市大正寺連絡所	閉じる時刻午後 5 時

秋市選管告示第26号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関

する法律（平成14年法律第150号）第 1 条第 1 項の規定により、任期満了による秋田市議会議員一般選挙を次のとおり行う。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙の期日 平成19年 4 月22日
- 2 選挙すべき議員の定数 42人

秋市選管告示第27号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第 1 項第 3 号および同条第 2 項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第 1 項の規定により選挙運動に関する支出金額の制限額を定めたので、同法第196条の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

候補者 1 人につき 5,424,900円

秋市選管告示第28号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第 3 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第 1 項の規定により、次のとおり選任したので同令第81条の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙長
秋田市手形字十七流174番地の 3 古 谷 隆 一
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
秋田市八橋イサノ一丁目18番17号 大 塚 隆 一

秋市選管告示第29号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第 1 項の規定により、次のとおり選任したので同令第25条の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 （八橋地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目 3 番25号	片 岡 強
	職務代理者	秋田市八橋鯉沼町 3 番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 （市立保戸野小学校）	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町 7 番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地 2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 （県立秋田北高等学校）	投票管理者	秋田市飯島松根東町 4 番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸 5 番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 （市立八橋小学校）	投票管理者	秋田市八橋イサノ二丁目 6 番 3 号	田 仲 雅 美
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目 9 番 8 号	赤 川 孝 則

秋 田 市 第 5 投 票 区 (旭北地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目 6 番46号	齋 藤 清
	職務代理者	秋田市保戸野すわ町 9 番38号	島 田 好 雅
秋 田 市 第 6 投 票 区 (市立旭南小学校)	投票管理者	秋田市大町二丁目 6 番 6 号	黒 澤 光 伸
	職務代理者	秋田市新屋大川町25番 3 号	児 玉 優
秋 田 市 第 7 投 票 区 (市立川尻小学校)	投票管理者	秋田市川尻上野町 2 番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市港北松野町 5 番14号	佐 藤 克 彦
秋 田 市 第 8 投 票 区 (のびのび幼稚園) (旧経法大附属幼稚園)	投票管理者	秋田市八橋イサノ一丁目15番20号	加 賀 谷 睦 知
	職務代理者	秋田市寺内大小路 3 番13号	前 田 秀 樹
秋 田 市 第 9 投 票 区 (南 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市牛島東七丁目 3 番12号	清 水 川 七 五 三
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目 5 番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 (牛 島 児 童 館)	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐 藤 修
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 (市立秋田南中学校)	投票管理者	秋田市栖山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市新屋表町10番10号	大 門 哲
秋 田 市 第 12 投 票 区 (楡山地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町一丁目 5 番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	秋田市泉中央三丁目 1 番24号	鎌 田 善 仁
秋 田 市 第 13 投 票 区 (市立東小学校)	投票管理者	秋田市東通五丁目 4 番32号	千 葉 克 己
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地の 2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区 (市立中通小学校)	投票管理者	秋田市南通亀の町 6 番 5 号	今 野 昇
	職務代理者	秋田市栖山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 15 投 票 区 (秋田県立衛生看護学院)	投票管理者	秋田市千秋明徳町 4 番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島826番地193	中 西 博 己
秋 田 市 第 16 投 票 区 (市立秋田東中学校)	投票管理者	秋田市下北手松崎字碓り 6 番地 6	渡 邊 光 雄
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地 3	佐々木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 児 童 館)	投票管理者	秋田市手形山北町 8 番 3 号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目 6 番地 8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (市立旭川小学校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷 1 番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館)	投票管理者	秋田市旭川南町16番10号	佐 藤 義 敏
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目 5 番91号	細 川 公 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市保戸野八丁 7 番15号	佐 藤 夙
	職務代理者	秋田市濁川字口ノ田47番地の 1	船 木 義 則
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地 5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (太 平 八 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市太平八田字藤ノ崎117番地 5	鎌 田 博 美
	職務代理者	秋田市新屋松美町19番 7 号	相 原 和 人
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太平地域センター)	投票管理者	秋田市太平目長崎字滝瀬33番地の 2	森 合 敬 三
	職務代理者	秋田市泉北一丁目17番14号	高 田 全
秋 田 市 第 24 投 票 区 (市立太平中学校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形53番地	工 藤 繁 一
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太平館越町内会館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字稲荷44番地	加 藤 忠 輔
	職務代理者	秋田市太平黒沢字稲荷77番地の 3	加 藤 幸 人
秋 田 市 第 26 投 票 区 (市立山谷小学校)	投票管理者	秋田市太平山谷字地主46番地	鈴 木 一右エ門
	職務代理者	秋田市新屋天秤野 6 番31号	佐々木 修
秋 田 市 第 27 投 票 区 (こまどり幼稚園)	投票管理者	秋田市大住三丁目 6 番12号	吉 川 英 次
	職務代理者	秋田市広面字大巻41番地 2	高 橋 尚 夫
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐々木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下北手宝川公民館)	投票管理者	秋田市下北手柳館字和田19番地の 1	玉 井 春 悦
	職務代理者	秋田市下北手松崎字谷崎86番地	進 藤 照 美
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上北手地域センター)	投票管理者	秋田市上北手猿田字後谷地110番地	熊 谷 勝
	職務代理者	秋田市上北手猿田字砂子沢88番地の 2	須 田 達 哉
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上北手大戸公民館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後 藤 誠 義
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明

秋 田 市 第 32 投 票 区 (上北手古野公民館)	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地の 2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 33 投 票 区 (秋田県農業協同組合教育研修所)	投票管理者	秋田市仁井田新一丁目12番22号	小 松 玲 二
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番 2 号	佐 々 木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (市立仁井田小学校)	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目 8 番77号	上 村 隆 策
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 4 番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 35 投 票 区 (四ツ小屋駅前公民館)	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地 6	岡 俊 彦
	職務代理者	秋田市牛島西二丁目15番 9 号	武 田 文 人
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四 ツ 小 屋 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字笹葉 9 番地	伊 藤 一 榮
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字笹葉14番地	伊 藤 史
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝 平 児 童 館)	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町 9 番 6 号	菅 原 由 春
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町 7 番16号	大 門 義 廣
秋 田 市 第 38 投 票 区 (西 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地 1 番地 7	高 橋 明 道
	職務代理者	秋田市大町五丁目 6 番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区 (市立秋田西中学校)	投票管理者	秋田市新屋大川町27番32号	池 田 正
	職務代理者	秋田市新屋日吉町40番12号	塚 田 敏 春
秋 田 市 第 40 投 票 区 (新 屋 支 所)	投票管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碓106番地 1	佐 藤 喜 代 隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜 田 内 浜 田 会 館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐 々 木 俊 春
	職務代理者	秋田市浜田字館ノ丸152番地の 7	佐 々 木 起 章
秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市栖山金照町 6 番25－ 4 号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊 岩 石 田 坂 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碓 1 番地の 3	安 田 欽 一
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字大日沢33番地	小 笠 原 利 美
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊 岩 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市新屋松美ガ丘北町10番 2 号	田 口 清 昭
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊 岩 小 山 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋 藤 ひ かる
秋 田 市 第 46 投 票 区 (下 浜 桂 根 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地の 7	佐 藤 洋 一
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目 5 番 4 号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 47 投 票 区 (下 浜 長 浜 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊 藤 正 弘
	職務代理者	秋田市下浜羽川字家ノ腰33番地 4	平 塚 久 訓
秋 田 市 第 48 投 票 区 (下 浜 羽 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
	職務代理者	秋田市新屋南浜町 7 番27号	河 村 勝
秋 田 市 第 49 投 票 区 (下 浜 名 ケ 沢 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜名ケ沢字坂本68番地	須 田 紀 男
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 (旧)市立八田小学校)	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地 7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 (土 崎 支 所)	投票管理者	秋田市新屋扇町 9 番56－ 2 号	佐 々 木 聡
	職務代理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆 莉 博
秋 田 市 第 52 投 票 区 (市 立 土 崎 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中 島 修
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地 4	保 坂 源 栄
秋 田 市 第 53 投 票 区 (市 立 港 北 小 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港中央二丁目 4 番40号	佐 藤 憲 彦
	職務代理者	秋田市外旭川字神田791番地 5	越 後 谷 優
秋 田 市 第 54 投 票 区 (県 立 聾 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目 1 番 4 号	浅 野 勲
	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目 5 番59号	須 磨 良 之
秋 田 市 第 55 投 票 区 (市立土崎南小学校)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加 賀 谷 敏 春
	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇 佐 美 喜 志
秋 田 市 第 56 投 票 区 (市立将軍野中学校)	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目 2 番 3 号	鎌 田 金 光
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目 2 番12号	鎌 田 尚
秋 田 市 第 57 投 票 区 (市 立 寺 内 小 学 校)	投票管理者	秋田市寺内後城 6 番18号	小 玉 惇
	職務代理者	秋田市添川字境内川原41番地 7	青 木 健 一
秋 田 市 第 58 投 票 区 (市立外旭川小学校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐 藤 博 幸

秋 田 市 第 59 投 票 区 (将軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町四丁目 3 番 2 号	三 浦 雄 一
	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地 2	佐 藤 重 徳
秋 田 市 第 60 投 票 区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市将軍野桂町35番 4 号	加 賀 谷 晃
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎
秋 田 市 第 61 投 票 区 (笹 岡 公 民 館)	投票管理者	秋田市外旭川字水口49番地の 7	亀 沢 秀
	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中 村 文 清
秋 田 市 第 62 投 票 区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市港北松野町 5 番34号	奈 良 登
	職務代理者	秋田市飯島穀丁19番 5 号	池 田 誠
秋 田 市 第 63 投 票 区 (市 立 飯 島 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川23番地	保 坂 徳 勝
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目 9 番41号	中 島 誠
秋 田 市 第 64 投 票 区 (北 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市下新城中字屋越 2 番地	小 坂 由 太 郎
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地 4	安 田 忠 市
秋 田 市 第 65 投 票 区 (下新城地域センター)	投票管理者	秋田市下新城笠岡字笠岡292番地の 1	長 谷 川 重 次 郎
	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目 4 番46号	佐 藤 美 樹
秋 田 市 第 66 投 票 区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字槻ノ木43番地	佐 藤 要
	職務代理者	秋田市下新城岩城字下向114番地	須 田 亨
秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊 谷 昭 男
	職務代理者	秋田市上新城中字片野32番地の 1	永 田 博
秋 田 市 第 68 投 票 区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 淵 道 雄
	職務代理者	秋田市上新城保多野字家合83番地	三 浦 吉 壽
秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字寄合田 1 番地の 1	佐 藤 久 一
	職務代理者	秋田市飯島長野中町 7 番19－11号	佐 藤 弘
秋 田 市 第 70 投 票 区 (県立金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足追分字海老穴70番地	村 井 信 洋
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目 8 番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 (市立金足西小学校)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水 澤 勤
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正右衛門
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金 足 地 区 集 会 所)	投票管理者	秋田市金足高岡字古館15番地	堀 重 一
	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山 1 番地	伊 藤 吉 治
秋 田 市 第 73 投 票 区 ((旧) 金 足 東 幼 児 園)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地 9 番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市新屋大川町39番 9 号	赤 川 衛
	職務代理者	秋田市広面字屋敷田 7 番地の 2	石 川 宏 樹
秋 田 市 第 75 投 票 区 (市 立 泉 中 学 校)	投票管理者	秋田市寺内焼山 3 番31号	村 上 實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎 3 番地の 1	清 水 幸 代
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市新屋大川町12番23号	成 田 忠 三
	職務代理者	秋田市下新城中字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南 浜 共 同 作 業 所)	投票管理者	秋田市新屋町字渋谷地96番地15	高 橋 勝 美
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目11番12号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目 3 番13号	山 田 裕 之
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島西二丁目 6 番18号	高 橋 征 一
	職務代理者	秋田市牛島東五丁目 7 番41号	松 橋 弘 明
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目 7 番 7 号	神 谷 薫
	職務代理者	秋田市御野場六丁目 3 番12号	植 村 和 夫
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金 足 岩 瀬 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字後田37番地	小 野 金 孝
	職務代理者	秋田市金足片田字深田55番地	谷 口 満
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金 足 黒 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川253番地	旭 茂 喬
秋 田 市 第 83 投 票 区 (市 立 城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市横森三丁目 6 番22号	齊 藤 幹 英
	職務代理者	秋田市蛇野18番地 2	貝 沼 茂
秋 田 市 第 84 投 票 区 (市 立 桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目 8 番44号	福 士 啓 三
	職務代理者	秋田市土崎港東二丁目 2 番17号	桜 庭 静 男
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市卸町四丁目 5 番10号	畠 也 志 史
	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目 5 番27号	浜 田 宏

秋 田 市 第 86 投 票 区 (市立御所野小学校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目 2 番 8 号	矢 田 部 幸 三
	職務代理者	秋田市八橋イサノ一丁目 2 番 1 号	糟 谷 叙 裕
秋 田 市 第 87 投 票 区 (市立飯島南小学校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番 6 号	石 塚 實
	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目 3 番55号	保 坂 重 巳
秋 田 市 第 88 投 票 区 (市立御野場中学校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地 6	佐 藤 寛 次
	職務代理者	秋田市仁井田新田三丁目 1 番 2 号	池 田 伸 次
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウェルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目 6 番 8 号	工 藤 喜 根 男
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養前面51番地	佐 藤 重 雄
	職務代理者	秋田市河辺岩見字東76番地	石 塚 正 久
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	佐々木 忠 雄
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地 1	石 塚 三 和
秋 田 市 第 92 投 票 区 (河辺岩見三内地区 コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加 賀 屋 和 男
	職務代理者	秋田市河辺三内字三内段74番地 1	佐 藤 憲 一
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 淵 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字丸舞口39番地	鈴 木 一 夫
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下 6 番地	石 塚 稔
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二 木 文 隆
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地 1	高 橋 義 見
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町82番地 2	池 田 誠
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字坂ノ下58番地	鶴 田 鉅
	職務代理者	秋田市河辺和田字上中野182番地 2	須 田 俊 夫
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字山根47番地	長 谷 部 正
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 金 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北325番地	熊 谷 直 正
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1	石 井 稔
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺和田字和田122番地	佐々木 義 太 郎
	職務代理者	秋田市河辺和田字下夕川原12番地 3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒沼多目的共同利用施設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地	松 田 芳 隆
	職務代理者	秋田市河辺松測字松測 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 103 投 票 区 (河辺戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地 3	三 浦 昇
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町59番地	佐々木 清 喜
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾 形 秀 金
	職務代理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地 3	佐々木 稔
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開39番地 2	浅 野 進
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神 ケ 村 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和神ケ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和繋字宿20番地 1	齊 藤 善 高
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱 ケ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字二古沢41番地 1	工 藤 鐵 男
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢39番地 1	京 極 進
秋 田 市 第 108 投 票 区 (中 ノ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字土場30番地	工 藤 金 也
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢37番地	佐々木 俊 郎
秋 田 市 第 109 投 票 区 (雄和左手子交流センター)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉 藤 俊 一
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
秋 田 市 第 110 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地 1	渡 邊 和 文
秋 田 市 第 111 投 票 区 (平 尾 鳥 会 館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字細田104番地	酒 井 久 範
	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂93番地	加 藤 幹 雄
秋 田 市 第 112 投 票 区 (女 米 木 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地 5	皆 川 公

秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸 賀 沢 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地 3	佐々木 一 範
	職務代理者	秋田市御野場五丁目13番 1 号	鈴木 力 雄
秋 田 市 第 114 投 票 区 (相川コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金 千 代 司
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
秋 田 市 第 115 投 票 区 (高野生活改善センター)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地 1	長 谷 部 久 夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野204番地 2	今 川 清 宣
秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄和農村環境改善センター)	投票管理者	秋田市雄和石田字前田105番地 1	伊 藤 隆 榮
	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐 藤 久 一
秋 田 市 第 117 投 票 区 (長 者 や ま 荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目 8 番22号	安 藤 一 夫
秋 田 市 第 118 投 票 区 (安 養 寺 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田107番地	佐 藤 一 雄
	職務代理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐 藤 善 衛
秋 田 市 第 119 投 票 区 (本 田 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石 井 重 一
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢51番地	池 田 實
秋 田 市 第 120 投 票 区 (芝 野 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台110番地	齊 藤 忠 男
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字中台65番地 1	丸 山 春 男
秋 田 市 第 121 投 票 区 (下 黒 瀬 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地 1	菊 地 義 壽

秋市選管告示第30号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり定めたので同法第41条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

投 票 所 一 覧 表

投票区	投 票 所 名	住 所
1	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目 2 番27号
2	保戸野小学校	保戸野すわ町 9 番60号
3	県立秋田北高等学校	千秋中島町 8 番 1 号
4	八橋小学校	八橋大沼町 7 番 1 号
5	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目 4 番15号
6	旭南小学校	旭南一丁目15番 1 号
7	川尻小学校	川尻みよし町 8 番31号
8	のびのび幼稚園（旧経法大附属）	茨島四丁目 1 番20号
9	南部公民館	牛島東六丁目 4 番 5 号
10	牛島児童館	牛島東一丁目 2 番 7 号
11	秋田南中学校	南通宮田15番 1 号
12	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町 1 番 9 号

13	東小学校	東通二丁目11番 1 号
14	中通小学校	中通五丁目 8 番22号
15	秋田県立衛生看護学院	千秋久保田町 6 番10号
16	秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	広面児童館	広面字蟹沢29番地
18	旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根 1 番 6 号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地 2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の 5
23	太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢 2 番地 1
26	山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目 1 番29号
28	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の 1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の 1

31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地 2
34	仁井田小学校	仁井田本町四丁目 7 番 1 号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地 3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場 2 番地の 3
37	勝平児童館	新屋松美町 6 番 1 号
38	西部公民館	新屋元町15番14号
39	秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	新屋支所	新屋扇町12番35号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の 7
42	浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地 6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地の 1
44	豊岩地域センター	豊岩豊巻字内縄尻224番地 1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田 4 番地の 1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地 7
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋77番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧) 八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	土崎支所	土崎港西三丁目10番25号
52	土崎小学校	土崎港中央三丁目 1 番78号
53	港北小学校	土崎港北四丁目 6 番 1 号
54	県立聾学校	土崎港北二丁目17番70号
55	土崎南小学校	土崎港東一丁目 6 番39号
56	将軍野中学校	将軍野南一丁目12番 1 号
57	寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番 1 号

58	外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地 2
59	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目 8 番 8 号
60	市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越 8 番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町 5 番22号
63	飯島小学校	飯島鼠田二丁目 2 番 1 号
64	北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
65	下新城地域センター	下新城笠岡字堰場193番地
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の 5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合 7 番地
70	県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の 4
71	金足西小学校	金足清水字大清水台 1 番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館10番地
73	(旧) 金足東幼児園	金足片田字待入109番地
74	東部公民館	広面字釣瓶町13番地の 3
75	泉中学校	泉北二丁目 6 番 1 号
76	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	南浜共同作業所	新屋南浜町 7 番10号
78	秋田市役所	山王一丁目 1 番 1 号
79	大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	南地区コミュニティセンター	御野場一丁目 5 番 1 号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の 2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	桜小学校	桜四丁目12番 1 号

85	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	御所野小学校	御所野元町五丁目 1 番 1 号
87	飯島南小学校	飯島西袋一丁目 1 番 2 号
88	御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地 1
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
95	田尻公民館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地 1
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地 1
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地 3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂41番地
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1

112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢児童館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

秋市選管告示第31号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第 1 項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

秋市選管告示第32号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第 1 項の規定により開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を次のように定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号 秋田市立体育館

2 日時 平成19年 4 月22日 午後 9 時15分から

秋市選管告示第33号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり定めたので同法第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第41条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

期 日 前 投票所名	所 在 地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目 2 番34号	平成19年 4 月16日から 平成19年 4 月21日まで

秋田市土崎支所	秋田市土崎港西三丁目10番25号	平成19年 4 月16日から 平成19年 4 月21日まで
秋田市新屋支所	秋田市新屋扇町12番35号	平成19年 4 月16日から 平成19年 4 月21日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榑山字長沼27番地 3	平成19年 4 月16日から 平成19年 4 月21日まで
秋田市河辺市民センター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2	平成19年 4 月16日から 平成19年 4 月21日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地 1	平成19年 4 月16日から 平成19年 4 月21日まで
秋田市雄和市民センター	秋田市雄和妙法字上大部48番地 1	平成19年 4 月16日から 平成19年 4 月21日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地 2	平成19年 4 月16日から 平成19年 4 月21日まで
イオン秋田ショッピングセンター	秋田市御所野地藏田一丁目 1 番 1 号	平成19年 4 月16日から 平成19年 4 月21日まで

秋市選管告示第34号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 2 項の規定において読み替えて準用する同法第37条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の 7 の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 4 月16日	投 票 管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根 田 貞 子
	職 務 代理人	秋田市外旭川字野村49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月17日	投 票 管理者	秋田市桜一丁目 9 番 8 号	佐 藤 良 介
	職 務 代理人	秋田市外旭川字野村49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月18日	投 票 管理者	秋田市手形田中13番17号	谷 村 重 子
	職 務 代理人	秋田市外旭川字野村49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月19日	投 票 管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子
	職 務 代理人	秋田市外旭川字野村49番地	加賀屋 重 彦
平成19年 4 月20日	投 票 管理者	秋田市金足小泉字潟向102番地 5	高 橋 恭 子
	職 務 代理人	秋田市外旭川字野村49番地	加賀屋 重 彦
平成19年	投 票 管理者	秋田市飯島緑丘町12番 1 号	小 野 尊 尚

4 月21日	職 務 代理人	秋田市外旭川字野村49番地	加賀屋 重 彦
--------	------------	---------------	---------

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

土崎支所			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 4 月16日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央一丁目20番21号	吉 田 金 也
	職 務 代理人	秋田市土崎港北一丁目 5 番21号	菅 原 純 子
平成19年 4 月17日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理人	秋田市川尻みよし町 1 番41号	小 松 健
平成19年 4 月18日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理人	秋田市土崎港中央三丁目 5 番16号	稲 川 有 子
平成19年 4 月19日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理人	男鹿市船越字一向67番地161	松 橋 寛 則
平成19年 4 月20日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理人	秋田市土崎港北一丁目 5 番21号	菅 原 純 子
平成19年 4 月21日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理人	秋田市川尻みよし町 1 番41号	小 松 健

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

新屋支所			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 4 月16日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職 務 代理人	秋田市新屋元町23番14－ 5 号	菊 地 誠
平成19年 4 月17日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職 務 代理人	秋田市仁井田本町一丁目12番23号	小 岩 淑 子
平成19年 4 月18日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職 務 代理人	秋田市桜一丁目10番34号	長谷川 美紀子
平成19年 4 月19日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職 務 代理人	秋田市旭南三丁目 6 番31－101号	中 川 裕 行
平成19年	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博

4月20日	職 務 代理者	秋田市新屋扇町 3 番 6 号	三 嶋 るり子
平成19年 4月21日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	由利本荘市岩城勝手 字新谷 1 番地 6	近 野 厚 子

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 4月16日	投 票 管理者	秋田市下新城野字 街道端西89番地109	中 川 久美子
	職 務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
平成19年 4月17日	投 票 管理者	秋田市土崎港南三丁 目 9 番32号	佐 藤 信 利
	職 務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
平成19年 4月18日	投 票 管理者	秋田市外旭川字野村 51番地 5	高 橋 キ ン
	職 務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
平成19年 4月19日	投 票 管理者	秋田市將軍野東二丁 目 6 番18号	伊 藤 幸三郎
	職 務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
平成19年 4月20日	投 票 管理者	秋田市新屋勝平町 1 番47号	渡 辺 トモ子
	職 務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
平成19年 4月21日	投 票 管理者	秋田市飯島飯田一丁 目 6 番36号	幸 野 恵美子
	職 務 代理者	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 4月16日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 野字滝沢52番地 2	藤 島 英 治
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成19年 4月17日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字和 田122番地	佐々木 義太郎
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村177番地 2	佐 藤 幸 子
平成19年 4月18日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田77番地	鈴 木 久 雄
	職 務 代理者	秋田市豊岩石田坂字 碓106番地 1	佐 藤 喜代隆
平成19年	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 野字滝沢52番地 2	藤 島 英 治

4月19日	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成19年 4月20日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職 務 代理者	秋田市豊岩石田坂字 碓106番地 1	佐 藤 喜代隆
平成19年 4月21日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字和 田122番地	佐々木 義太郎
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村177番地 2	佐 藤 幸 子

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 4月16日	投 票 管理者	秋田市雄和椿川字鹿 野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職 務 代理者	秋田市將軍野南五丁 目 3 番13－ 6 号	佐 藤 栄 保
平成19年 4月17日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職 務 代理者	秋田市御野場五丁目 18番 7 号	阿 部 公 能
平成19年 4月18日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職 務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元 315番地 3	佐 藤 三 歩
平成19年 4月19日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職 務 代理者	秋田市將軍野南五丁 目 3 番13－ 6 号	佐 藤 栄 保
平成19年 4月20日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職 務 代理者	秋田市御野場五丁目 18番 7 号	阿 部 公 能
平成19年 4月21日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂143番地 2	加 藤 志美雄
	職 務 代理者	秋田市御野場五丁目 18番 7 号	阿 部 公 能

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 4月16日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年 4月17日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地 3	三 浦 昇
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字下 小平岱75番地23	佐々木 忠 雄

4 月18日	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年 4 月19日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地 3	三 浦 昇
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年 4 月20日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子
平成19年 4 月21日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字下 小平岱75番地23	佐々木 忠 雄
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字寺 田52番地	山 上 幸 子

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 4 月16日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地	工 藤 金 也
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月17日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月18日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月19日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地 3	佐々木 稔
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月20日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷186番地 3	種 村 金 實
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成19年 4 月21日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 又三郎沢 4 番地 2	打 矢 文 雄
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進

平成19年 4 月22日執行 秋田市議会議員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオン秋田ショッピングセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成19年 4 月16日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字雷谷地39番地33	工 藤 ユウ子

4 月17日	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月18日	投 票 管理者	秋田市牛島東六丁目 7 番 3 号	福 岡 瑠美子
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月19日	投 票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小 林 信 子
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月20日	投 票 管理者	秋田市河辺松測字東 沢70番地	小 林 信 子
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅
平成19年 4 月21日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢40番地 1	戸井田 秀 明
	職 務 代理者	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良 毅

秋市選管告示第35号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を、次のとおり定めたので公職選挙法施行令（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成19年 4 月15日
午後 5 時 5 分

秋市選管告示第36号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）第7条の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成19年 4 月15日
午後 5 時40分

秋市選管告示第37号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成19年 4 月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

期日前投票管理者

期日前投票所（イオン秋田ショッピングセンター）

4 月21日(土) 新 秋田市河辺岩見字杉沢11番地 1
石 塚 小枝子
旧 秋田市河辺岩見字杉沢40番地 1
戸井田 秀 明

期日前投票管理者の職務代理者

期日前投票所（大正寺連絡所）

4 月21日(土) 新 秋田市雄和新波字本屋敷170番地
加 藤 秀 尚
旧 秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地 1
京 極 進

秋市選管告示第38号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりである。

平成19年 4 月23日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

秋田市八橋本町四丁目 1 番20号	岩 谷 政 良
秋田市下浜羽川字二十町73番地	小 林 一 夫
秋田市大町二丁目 6 番35号	近 江 喜 博
秋田市土崎港中央一丁目12番18号	倉 田 芳 浩
秋田市下北手松崎字家ノ前209番地の 6	鎌 田 修 悦
秋田市土崎港中央二丁目 5 番27号	佐々木 晃 二
秋田市寺内見桜二丁目 8 番 8 号	宇佐美 洋二郎
秋田市仁井田本町一丁目15番 3 号	花 田 清 美
秋田市雄和種沢字沼田47番地	伊 藤 巧 一
秋田市雄和芝野新田字中台46番地	齊 藤 善 悦
秋田市仁井田字中新田115番地の 1	相 場 金 二
秋田市旭川南町17番15号	加賀谷 正 美
秋田市太平目長崎字上目長崎200番地 3	藤 田 正 義
秋田市飯島鼠田三丁目 5 番19号	菅 原 琢 哉
秋田市上新城五十丁字大村屋敷190番地	渡 邊 良 雄
秋田市金足下刈字前田22番地 2	小 原 讓
秋田市飯島文京町 2 番 3 号	成 澤 淳 子
秋田市新屋扇町13番 7 号	赤 坂 光 一
秋田市四ツ小屋字上野51番地の 1	榎 清
秋田市御所野地蔵田二丁目 8 番 5 号	鳥 井 修
秋田市河辺岩見字萱森29番地 1	佐 藤 哲 治
秋田市栖山川口境12番35号	猪 股 竹 作
秋田市桜三丁目 6 番34号	長谷川 昭 一
秋田市新屋松美ガ丘南町 2 番 8 号	相 原 政 志
秋田市茨島二丁目11番48号	芦 田 晃 敏
秋田市川尻総社町 2 番21号	人 見 高 司
秋田市河辺岩見字萱森留美瀬24番地 6	小野寺 誠
秋田市土崎港中央七丁目 6 番40号	加賀屋 千鶴子
秋田市仁井田福島二丁目 7 番17号	堀 井 明 美
秋田市外旭川字神田573番地の 6	齊 藤 勝
秋田市新屋松美ガ丘南町10番 6 号	菅 原 博 文
秋田市仁井田字大野143番地の 3	石 塚 秀 博
秋田市雄和新波字樋口 9 番地 1	工 藤 四 郎
秋田市広面字釣瓶町141番地 1	高 橋 智 徳
秋田市雄和椿川字方福97番地	佐 藤 純 子
秋田市牛島南二丁目 1 番13号	小木田 喜美雄

秋田市南通亀の町10番38号	菊 地 達 雄
秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47番地 2	熊 谷 重 隆
秋田市大住三丁目 3 番43号	菅 原 弘 夫
秋田市土崎港東四丁目 6 番42号	鈴 木 忠 夫
秋田市泉南三丁目 8 番26号	今 川 雄 策
秋田市土崎港西三丁目 1 番41号	佐 原 孝 夫

秋市選管告示第39号

土地改良法施行例（昭和24年政令第295号）第 6 条の規定により秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙を次のとおり行う。

平成19年 4 月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙の期日 平成19年 5 月 1 日
- 2 投票の時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数

第 1 選挙区 6 人

第 2 選挙区 7 人

第 3 選挙区 6 人

第 4 選挙区 4 人

第 5 選挙区 6 人

第 6 選挙区 6 人

第 7 選挙区 6 人

第 8 選挙区 7 人

秋市選管告示第40号

平成19年 5 月 1 日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人を別紙のとおり選任した。

平成19年 4 月24日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙

選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市広面字赤沼 1 番地の 1	佐々木 達 雄
	職 務代理者	秋田市広面字赤沼27番地	松 淵 健 一
	選 挙立会人	秋田市広面字谷内佐渡188番地 2	舟 木 貞 雄
	選 挙立会人	秋田市広面字土手下32番地の 4	児 玉 金之助
第 2 選挙区	選挙長	秋田市柳田字柳田64番地	佐々木 久四郎
	職 務代理者	秋田市柳田字柳田62番地	鎌 田 昭 市
	選 挙立会人	秋田市柳田字佐渡端149番地	佐 藤 久 利
	選 挙立会人	秋田市柳田字佐渡端59番地	鎌 田 鉄之助
	選挙長	秋田市太平八田字藤の崎 3 番地の 1	鎌 田 日出冬

第 3 選挙区	職 務	秋田市太平八田字八田	鎌 田 進
	代理人	194番地の 7	
	選 挙 立会人	秋田市太平八田字八田 187番地	鎌 田 諄
第 4 選挙区	選 挙 立会人	秋田市太平八田字八田 170番地	鎌 田 隆 悦
	選挙長	秋田市太平八田字堂の 前32番地	櫻 田 政 治
	職 務	秋田市太平八田字上八 田155番地	佐 藤 貞 雄
	代理人	秋田市太平八田字上八 田 7 番地	永 井 英 夫
第 5 選挙区	選 挙 立会人	秋田市太平八田字堂の 前35番地の 1	櫻 田 明 雄
	選挙長	秋田市太平目長崎字上 目長崎230番地	須 藤 兼 義
	職 務	秋田市太平目長崎字滝 瀬36番地	森 合 兼四郎
	代理人	秋田市太平目長崎字目 長崎134番地	佐々木 一 郎
第 6 選挙区	選 挙 立会人	秋田市太平目長崎字古 町 1 番地の 3	佐々木 貞 助
	選挙長	秋田市太平中関字本宿 5 番地	森 合 周 市
	職 務	秋田市太平中関字川原 100番地	櫻 田 眞
	代理人	秋田市太平中関字寺中 20番地	佐々木久右エ門
第 7 選挙区	選 挙 立会人	秋田市太平中関字寺中 156番地	加 藤 甚兵衛
	選挙長	秋田市太平黒沢字野崎 62番地	渡 邊 信 夫
	職 務	秋田市太平黒沢字野崎 136番地	佐々木 喜 徳
	代理人	秋田市太平黒沢字稲荷 54番地	利 部 長 榮
第 8 選挙区	選 挙 立会人	秋田市太平寺庭字寺庭 166番地	利 部 敏
	選挙長	秋田市太平山谷字中山 谷186番地	鈴 木 嘉 廣
	職 務	秋田市太平山谷字上皿 見内101番地	佐 藤 幸 雄
	代理人	秋田市太平山谷字野田 15番地	鎌 田 正
第 8 選挙区	選 挙 立会人	秋田市太平山谷字十三 岱109番地の 1	鈴 木 孫 敏

農 委 告 示

秋田市農委告示第 5 号

平成19年 4 月16日午後 2 時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員
会総会を招集する。

平成19年 4 月 9 日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作
1 案 件 秋田市飯島字大袋188番地 4 藤田和弘の農地法第
3 条の規定による許可申請に関する件 外26件

秋田市農委告示第 6 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年 3 月31日法律第88号）第
27条の規定により平成18年 1 月17日から平成18年12月20日までに
開催した秋田市農業委員会総会について、その議事録を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 4 月25日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作
1 開 催 日 第 1 回 平成18年 1 月17日
第 2 回 平成18年 1 月31日
第 3 回 平成18年 2 月17日
第 4 回 平成18年 3 月20日
第 5 回 平成18年 4 月17日
第 6 回 平成18年 5 月17日
第 7 回 平成18年 6 月20日
第 8 回 平成18年 7 月20日
第 9 回 平成18年 8 月17日
第10回 平成18年 9 月19日
第11回 平成18年10月17日
第12回 平成18年11月20日
第13回 平成18年12月20日
2 縦覧期間 平成19年 5 月 1 日から
3 縦覧場所 農業委員会事務局

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第29号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定に
基づき、秋田市上下水道事業に係る水道メーターの検針事務等を
次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令
第403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
1 受託者の住所および氏名
秋田市山王臨海町 3 番18号 秋田管工事業協同組合
理事長 太 田 光 重
2 委託する検針事務等の範囲
水道メーター検針事務および営業関連業務
3 委託年月日
平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

秋田市上下水道局告示第30号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定に
基づき、秋田市上下水道事業に係る料金精算等業務を次のとおり
委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
1 受託者の住所および氏名
秋田市山王臨海町 3 番18号 秋田管工事業協同組合
理事長 太 田 光 重

- 2 委託する検針事務等の範囲
料金精算等業務

- 3 委託年月日
平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

秋田市上下水道局告示第31号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市水道料金等のコンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 収納事務を委託しようとする者の住所および氏名
岐阜市日置江一丁目58番地 株式会社 電算システム
代表取締役 宮 地 正 直
- 2 収納事務を委託しようとする料金等の範囲
水道料金
小規模水道水道料金
下水道使用料
農業集落排水施設使用料
個別排水処理施設使用料
- 3 収納事務を委託しようとする取扱店
ローソン、サークルKサンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、HOT SPAR（DSK収納代行取扱表示のある店）、セブンイレブン、ファミリーマート、スリーエフ、am/pm、コミュニティストア、ポプラ、セイコーマート（DSK収納代行取扱表示のある店）、セーブオン、ココストアの直営店および加盟店
- 4 収納開始日
平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

秋田市上下水道局告示第32号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 4 月 2 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定業者名	代表者	所 在 地
有 限 会 社 浅 野 建 設	浅野 政雄	秋田市雄和神ヶ村字大橋280番地
株 式 会 社 雄 和 興 業	齊藤 一志	秋田市雄和平沢字舟津田78番地1
株 式 会 社 石 井 組	石井 良夫	秋田市雄和平尾鳥字中村82番地の3
株 式 会 社 工 藤 興 業	工藤 文彦	秋田市雄和新波字樋口10番地
株 式 会 社 新秋管業建設	堀井 三雄	秋田市川尻大川町11番3号
池 田 組	池田 孝賢	秋田市雄和向野字源藤太郎185番地1
㊤ 堀 商 店	堀 悦誠	由利本荘市岩谷町字日渡42番地2

環 境 設 備 工 業 有 限 会 社	舟山 賢治	秋田市雄和椿川字長者屋敷67番地1
株 式 会 社 岡 部 建 設 工 業	岡部 秋男	秋田市河辺戸島字上高屋67番地1
有 限 会 社 横 田 工 業	横田 徳正	秋田市雄和新波字本屋敷191番地2
桜 庭 施 設	桜庭 鐵彌	男鹿市船越字寺後59番地
イトウ工務店	伊藤 隆志	秋田市雄和椿川字方福57番地
株 式 会 社 田 口 建 設	田口 悟	秋田市河辺赤平字田中155番地
伊 藤 工 業 株 式 会 社	伊藤 満	秋田市雄和平沢字舟津田78番地1

- 2 指定期間
平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

秋田市上下水道局告示第33号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年 4 月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 ミウラ商会	三浦 廣巳	大仙市刈和野字愛宕下174番地4

- 2 指定年月日
平成19年 4 月25日

秋田市上下水道局告示第34号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 4 月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 ミウラ商会	三浦 廣巳	大仙市刈和野字愛宕下174番地4

- 2 指定期間
平成19年 4 月25日から平成22年 4 月24日まで

秋田市上下水道局告示第35号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年 4 月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 永 井 建 設	永井 新助	秋田市太平寺庭字寺庭222 番地 1

2 指定年月日

平成19年 4 月25日

秋田市上下水道局告示第36号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、秋田市指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成19年 4 月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
工 藤 建 設 株 式 会 社	工藤 堅裕	秋田市雄和繁字梵天野75番 地 2

2 廃止年月日

平成19年 4 月25日

選 挙 長 告 示

選挙長告示第 1 号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第 2 号）第 4 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市議会議員一般選挙

選挙長 古 谷 隆 一

平成19年 4 月15日 午前 8 時30分から正午まで

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市役所正庁

平成19年 4 月15日 正午から午後 5 時まで

秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会

選挙長告示第 2 号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により、次のように定めたので告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市議会議員一般選挙

選挙長 古 谷 隆 一

1 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成19年 4 月19日

午後 5 時30分から

選挙長告示第 3 号

平成19年 4 月22日執行の秋田市議会議員一般選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の 4 第11項の規定により告示する。

平成19年 4 月15日

秋田市議会議員一般選挙

選挙長 古 谷 隆 一

秋田市議会議員一般選挙候補者

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍 住 所	生年月日	党派別	職 業
		届 出 の 別						
1	平成19年 4 月15日	い わ や まさ よし (岩 谷 政 良)	男	秋田県秋田市八橋本町四丁目40番地	昭和24年 1 月 3 日	無所属	自営業	
		本 人 届 出		秋田市八橋本町四丁目 1 番20号				
2	平成19年 4 月15日	こ ばやし かず お 小 林 一 夫	男	秋田県秋田市下浜羽川字二十町73番地	昭和27年 2 月 7 日	無所属	無 職	
		本 人 届 出		秋田市下浜羽川字二十町73番地				
3	平成19年 4 月15日	お お み よし ひろ (近 江 喜 博)	男	秋田県秋田市大町二丁目429番地	昭和24年 2 月18日	公明党	市議会 議 員	
		本 人 届 出		秋田市大町二丁目 6 番35号				
4	平成19年 4 月15日	くら た よし ひろ 倉 田 芳 浩	男	秋田県秋田市土崎港中央一丁目12番	昭和36年 1 月18日	無所属	飲食店 経 営	
		本 人 届 出		秋田市土崎港中央一丁目12番18号				
5	平成19年 4 月15日	さ さ き ゆ き お (佐々木 幸 雄)	男	秋田県南秋田郡五城目町小池字岡本家ノ下172番地	昭和21年 8 月20日	無所属	団 体 役 員	
		本 人 届 出		秋田市飯島字薬師田 5 番地				
6	平成19年 4 月15日	か ま た しゅう えつ (鎌 田 修 悦)	男	秋田県秋田市手形からみてん113番地の 1	昭和21年 3 月24日	自 由 民主党	会 社 役 員	
		本 人 届 出		秋田市下北手松崎字家ノ前209番地の 6				
7	平成19年 4 月15日	さ さ き こう じ (佐々木 晃 二)	男	秋田県秋田市土崎港中央三丁目85番地	昭和27年 12月 6 日	無所属	会 社 役 員	
		本 人 届 出		秋田市土崎港中央二丁目 5 番27号				

8	平成19年 4月15日	佐 藤 ひろひさ (佐 藤 廣 久)	男	秋田県秋田市手形字中台59番地の99	昭和27年 11月 5 日	日 本 共産党	政 党 役 員
		本 人 届 出		秋田市手形字中台59番地の99			
9	平成19年 4月15日	う さ み よう じ ろう (宇佐美 洋二郎)	男	秋田県秋田市寺内児桜二丁目 8 番	昭和18年 6 月14日	社 会 民主党	団 体 役 員
		本 人 届 出		秋田市寺内児桜二丁目 8 番 8 号			
10	平成19年 4月15日	はな た き よ み (花 田 清 美)	男	秋田県大館市比内町新館字屋布50番地	昭和28年 11月28日	無所属	無 職
		本 人 届 出		秋田市仁井田本町一丁目15番 3 号			
11	平成19年 4月15日	い 藤 こういち (伊 藤 巧 一)	男	秋田県秋田市雄和種沢字沼田47番地	昭和35年 8 月 8 日	無所属	会社員
		本 人 届 出		秋田市雄和種沢字沼田47番地			
12	平成19年 4月15日	み うら よし ひろ 三 浦 芳 博	男	秋田県秋田市牛島西二丁目199番地の 4	昭和26年 4 月 3 日	無所属	市議会 議 員
		本 人 届 出		秋田市旭南二丁目 6 番11号			
13	平成19年 4月15日	さいとう ぜん えつ (齊 藤 善 悦)	男	秋田県秋田市雄和芝野新田字中台46番地	昭和22年 10月 8 日	自 由 民主党	農 業
		本 人 届 出		秋田市雄和芝野新田字中台46番地			
14	平成19年 4月15日	あいば きん じ (相 場 金 二)	男	秋田県秋田市仁井田字中新田115番地の 1	昭和 7 年 7 月 1 日	無所属	農 業
		本 人 届 出		秋田市仁井田字中新田115番地の 1			
15	平成19年 4月15日	か が や ま さ み (加賀谷 正 美)	男	秋田県秋田市旭川南町161番地	昭和22年 2 月13日	無所属	無 職
		本 人 届 出		秋田市旭川南町17番15号			
16	平成19年 4月15日	さ 藤 か 代 こ 佐 藤 加 代 子	女	秋田県秋田市寺内蛭根三丁目72番地32	昭和26年 9 月21日	無所属	主 婦
		本 人 届 出		秋田市寺内蛭根三丁目20番18号			
17	平成19年 4月15日	ふじ た まさ よし 藤 田 正 義	男	秋田県秋田市新屋寿町320番地の118	昭和18年 12月 6 日	社 会 民主党	無 職
		本 人 届 出		秋田市太平日長崎字上目長崎200番地 3			
18	平成19年 4月15日	すが わら た く や (菅 原 琢 哉)	男	秋田県秋田市飯島鼠田三丁目32番地138	昭和35年 1 月 2 日	無所属	会社員
		本 人 届 出		秋田市飯島鼠田三丁目 5 番19号			
19	平成19年 4月15日	わたなべ よし お (渡 辺 良 雄)	男	秋田県秋田市上新城五十丁字大村屋敷190番地	昭和18年 2 月20日	無所属	農 業
		本 人 届 出		秋田市上新城五十丁字大村屋敷190番地			
20	平成19年 4月15日	いし 塚 み つ る (石 塚 満)	男	秋田県秋田市河辺岩見字鶴養28番地	昭和22年 6 月24日	日 本 共産党	政 党 役 員
		本 人 届 出		秋田市河辺岩見字鶴養28番地			
21	平成19年 4月15日	お ばら ゆ ず る (小 原 讓)	男	秋田県湯沢市倉内字根開34番地	昭和17年 4 月 3 日	無所属	無 職
		本 人 届 出		秋田市金足下刈字前田22番地 2			
22	平成19年 4月15日	なり さわ じゅんこ (成 沢 淳 子)	女	秋田県秋田市飯島文京町 2 番	昭和27年 10月 5 日	公明党	会 社 役 員
		本 人 届 出		秋田市飯島文京町 2 番 3 号			
23	平成19年 4月15日	あか さか こう いち 赤 坂 光 一	男	秋田県秋田市新屋扇町281番地の 1	昭和13年 1 月14日	無所属	市議会 議 員
		本 人 届 出		秋田市新屋扇町13番 7 号			
24	平成19年 4月15日	え の き きよし (榎 清)	男	秋田県秋田市四ツ小屋字上野51番地の 1	昭和12年 12月25日	無所属	農 業
		本 人 届 出		秋田市四ツ小屋字上野51番地の 1			
25	平成19年 4月15日	とり い お さ む (鳥 井 修)	男	東京都江戸川区南小岩一丁目990番地	昭和42年 10月 6 日	無所属	会社員
		本 人 届 出		秋田市御所野地蔵田二丁目 8 番 5 号			

26	平成19年 4月15日	さとう てつじ (佐藤 哲治)	男	秋田県秋田市河辺岩見字萱森29番地の1	昭和25年 4月12日	民主党	造園業
		本人届出		秋田市河辺岩見字萱森29番地1			
27	平成19年 4月15日	いのまた たけ さく (猪股 竹作)	男	秋田県秋田市榎山登町258番地	昭和23年 4月26日	無所属	団 体 役 員
		本人届出		秋田市榎山川口境12番35号			
28	平成19年 4月15日	はせがわ しょう いち (長谷川 昭 一)	男	秋田県秋田市桜三丁目297番地の1	昭和11年 7月10日	無所属	団 体 役 員
		本人届出		秋田市桜三丁目6番34号			
29	平成19年 4月15日	あい ほん まさ し (相原 政志)	男	秋田県秋田市新屋松美ガ丘南町2番	昭和19年 12月7日	無所属	団 体 役 員
		本人届出		秋田市新屋松美ガ丘南町2番8号			
30	平成19年 4月15日	あしだ あき とし (芦田 晃 敏)	男	秋田県秋田市茨島二丁目11番	昭和18年 10月8日	無所属	会 社 顧 問
		本人届出		秋田市茨島二丁目11番48号			
31	平成19年 4月15日	ひと み たかし (人見 高 司)	男	秋田県秋田市中通三丁目210番地	昭和23年 8月13日	無所属	会 社 役 員
		本人届出		秋田市川尻総社町2番21号			
32	平成19年 4月15日	おの であ まこと (小野寺 小野 誠)	男	秋田県秋田市河辺三内字飛沢上段29番地	昭和32年 1月9日	自 由 民主党	市議会 議 員
		本人届出		秋田市河辺岩見字萱森留見瀬24番地6			
33	平成19年 4月15日	ふじがき ひろ あき (藤 垣 宏 秋)	男	秋田県秋田市千秋城下町201番地	昭和37年 10月5日	無所属	無 職
		本人届出		秋田市八橋三和町13番2-201号			
34	平成19年 4月15日	か が ちづこ (加賀屋 千鶴子)	女	秋田県秋田市土崎港中央七丁目6番	昭和36年 12月14日	日 本 共産党	政 党 役 員
		本人届出		秋田市土崎港中央七丁目6番40号			
35	平成19年 4月15日	ほり 井 あけみ (堀 井 明 美)	女	秋田県秋田市仁井田福島二丁目215番地	昭和21年 7月14日	公明党	市議会 議 員
		本人届出		秋田市仁井田福島二丁目7番17号			
36	平成19年 4月15日	さいとう まさる (齊藤 勝)	男	秋田県秋田市外旭川字神田573番地	昭和17年 4月4日	無所属	ヘルパー
		本人届出		秋田市外旭川字神田573番地の6			
37	平成19年 4月15日	ま る さ ん (菅 原 博 文)	男	秋田県能代市二ツ井町字比井野111番地1	昭和30年 3月1日	無所属	自営業
		本人届出		秋田市新屋松美ガ丘南町10番6号			
38	平成19年 4月15日	いし 塚 ひでひろ (石 塚 秀 博)	男	秋田県秋田市仁井田字大野143番地3	昭和34年 3月2日	公明党	市議会 議 員
		本人届出		秋田市仁井田字大野143番地3			
39	平成19年 4月15日	く とう しろう (工 藤 四 郎)	男	秋田県秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢89番地	昭和16年 9月2日	無所属	会 社 役 員
		本人届出		秋田市雄和新波字樋口9番地1			
40	平成19年 4月15日	ふじ えだ れいすけ (藤 枝 禮 助)	男	秋田県秋田市手形字山崎65番地の1	昭和21年 9月6日	無所属	無 職
		本人届出		秋田市広面字大巻53番地1			
41	平成19年 4月15日	たか はし とものり (高 橋 智 徳)	男	秋田県秋田市広面字釣瓶町141番地の1	昭和21年 4月11日	無所属	建 築 設計業
		本人届出		秋田市広面字釣瓶町141番地1			
42	平成19年 4月15日	に せき よう 子 (二 関 陽 子)	女	秋田県秋田市千秋北の丸3番地	昭和26年 1月7日	無所属	出版・ 編集業
		本人届出		秋田市泉北一丁目19番25号			
43	平成19年 4月15日	わた なべ まさひろ (渡 辺 正 宏)	男	秋田県秋田市川尻町字総社前80番地	昭和31年 1月4日	無所属	会 社 役 員
		本人届出		秋田市山王中園町11番40号			

44	平成19年 4月15日	さとう 純子 (佐藤 純子)	女	秋田県秋田市雄和椿川字方福97番地	昭和31年 6月27日	日本 共産党	政 党 役 員
		本人届出		秋田市雄和椿川字方福97番地			
45	平成19年 4月15日	いし おか だい すけ 石 岡 大 輔	男	秋田県秋田市御野場二丁目13番	昭和55年 8月9日	無所属	会社員
		本人届出		秋田市御野場二丁目13番4号			
46	平成19年 4月15日	こ き た き み お (小木田 喜美雄)	男	秋田県大仙市土川字辰ノ口40番地	昭和25年 9月9日	無所属	市議会 議 員
		本人届出		秋田市牛島南二丁目1番13号			
47	平成19年 4月15日	きく ち たつ お 菊 地 達 雄	男	秋田県秋田市亀の丁東土手町42番地	昭和9年 6月28日	無所属	会 社 役 員
		本人届出		秋田市南通亀の町10番38号			
48	平成19年 4月15日	いし かわ ひらおみ (石川 平 臣)	男	秋田県秋田市下新城岩城字上向80番地	昭和29年 4月3日	無所属	会社員
		本人届出		秋田市下新城岩城字上向80番地			
49	平成19年 4月15日	くまがい しげ たか (熊谷 重 隆)	男	秋田県秋田市河辺北野田高屋字前田19番地の1	昭和22年 10月5日	自 由 民主党	農 業
		本人届出		秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47番地2			
50	平成19年 4月15日	すが わら ひろお (菅 原 弘 夫)	男	秋田県秋田市牛島字大野中道上段98番地	昭和16年 9月3日	無所属	商 業
		本人届出		秋田市大住三丁目3番43号			
51	平成19年 4月15日	すず き ただ お 鈴 木 忠 夫	男	秋田県秋田市土崎港北五丁目225番地の21	昭和23年 11月23日	社 会 民主党	無 職
		本人届出		秋田市土崎港東四丁目6番42号			
52	平成19年 4月15日	いま かわ ゆうさく (今川 雄 策)	男	秋田県秋田市泉南三丁目8番	昭和47年 7月13日	無所属	無 職
		本人届出		秋田市泉南三丁目8番26号			
53	平成19年 4月15日	た け だ かず お (武田 和 夫)	男	秋田県秋田市川尻総社町107番地	昭和25年 4月11日	無所属	無 職
		本人届出		秋田市川尻総社町5番16号			
54	平成19年 4月15日	き し しげ のり (岸 茂 紀)	男	秋田県秋田市外旭川字神田833番地2	昭和25年 7月17日	無所属	自営業
		本人届出		秋田市外旭川字神田833番地2			
55	平成19年 4月15日	さ は ら たか お (佐原 孝 夫)	男	秋田県秋田市土崎港永覚町25番地	昭和17年 4月12日	無所属	会 社 役 員
		本人届出		秋田市土崎港西三丁目1番41号			
56	平成19年 4月15日	すず き ひろみ (鈴木 博 美)	男	秋田県由利本荘市深沢字申田88番地	昭和32年 9月16日	無所属	無 職
		本人届出		秋田市寺内油田二丁目5番7号			

選挙長告示第1号

平成19年5月1日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成19年4月24日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 佐々木 達 雄
- 第2選挙区選挙長 佐々木 久 四 郎
- 第3選挙区選挙長 鎌 田 日 出 冬
- 第4選挙区選挙長 櫻 田 政 治
- 第5選挙区選挙長 須 藤 兼 義
- 第6選挙区選挙長 森 合 周 市
- 第7選挙区選挙長 渡 辺 信 夫
- 第8選挙区選挙長 鈴 木 嘉 廣

1 期間 平成19年4月24日

平成19年4月25日

- 2 場所 秋田市太平目長崎字本町26番地の1
秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所

選挙長告示第2号

平成19年5月1日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙につき、別紙のとおり候補者の届出があった。

平成19年4月25日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 佐々木 達 雄
- 第2選挙区選挙長 佐々木 久 四 郎
- 第3選挙区選挙長 鎌 田 日 出 冬
- 第4選挙区選挙長 櫻 田 政 治
- 第5選挙区選挙長 須 藤 兼 義
- 第6選挙区選挙長 森 合 周 市

第 7 選挙区選挙長 渡 辺 信 夫
第 8 選挙区選挙長 鈴 木 嘉 廣

第 1 選挙区

受付 番号	届出年月日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4 月24日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年 8 月20日	農 業
2	平成19年 4 月24日	佐々木 陽 一	男	秋田市広面字谷内佐渡185番地の 1	昭和15年 1 月10日	農 業
3	平成19年 4 月24日	三 浦 幸 蔵	男	秋田市広面字谷内佐渡61番地	昭和 4 年 1 月13日	農 業
4	平成19年 4 月24日	佐々木 哲 男	男	秋田市広面字近藤堰添64番地の 2	昭和12年12月 1 日	農 業
5	平成19年 4 月24日	保 泉 英 一	男	秋田市広面字赤沼31番地	昭和23年 6 月22日	農 業
6	平成19年 4 月24日	木 村 健	男	秋田市広面字赤沼 2 番地	昭和11年11月 7 日	農 業

第 2 選挙区

受付 番号	届出年月日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4 月24日	鎌 田 進	男	秋田市柳田字佐渡端233番地の 3	昭和 6 年11月 6 日	農 業
2	平成19年 4 月24日	松 川 和 義	男	秋田市柳田字佐渡端102番地の 1	昭和11年12月25日	農 業
3	平成19年 4 月24日	鎌 田 正	男	秋田市柳田字川崎86番地 1	昭和29年12月 7 日	農 業
4	平成19年 4 月24日	鎌 田 章 夫	男	秋田市柳田字柳田63番地	昭和19年 1 月17日	農 業
5	平成19年 4 月24日	鎌 田 光 春	男	秋田市柳田字石神41番地 1	昭和16年 1 月11日	農 業
6	平成19年 4 月24日	鎌 田 昭 一	男	秋田市柳田字佐渡端93番地	昭和 3 年 2 月 2 日	農 業
7	平成19年 4 月24日	佐々木 誠 一	男	秋田市柳田字馬上田 2 番地	昭和13年 8 月 9 日	農 業

第 3 選挙区

受付 番号	届出年月日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4 月24日	鎌 田 文 夫	男	秋田市太平八田字藤ノ崎114番地	昭和32年 3 月20日	農 業
2	平成19年 4 月24日	山 田 吉 善	男	秋田市太平八田字八田176番地 3	昭和23年 6 月29日	農 業
3	平成19年 4 月24日	鎌 田 勇 男	男	秋田市太平八田字藤ノ崎119番地の 3	昭和 8 年 1 月14日	農 業
4	平成19年 4 月24日	木 村 昊	男	秋田市太平八田字八田188番地の 1	昭和20年 6 月 7 日	農 業
5	平成19年 4 月24日	伊 藤 鑄 一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地の 1	昭和20年 6 月18日	農 業
6	平成19年 4 月24日	鎌 田 静 敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎 5 番地	昭和26年 4 月 1 日	農 業

第 4 選挙区

受付 番号	届出年月日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4 月24日	石郷岡 満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年 2 月 7 日	農 業
2	平成19年 4 月24日	佐 藤 金一郎	男	秋田市太平八田字上八田18番地	昭和 7 年 3 月 5 日	農 業
3	平成19年 4 月24日	阿 部 稔	男	秋田市太平八田字上八田 6 番地 1	昭和22年 8 月20日	農 業
4	平成19年 4 月24日	阿 部 留 寿	男	秋田市太平八田字堂ノ前31番地	昭和18年 7 月10日	農 業

第 5 選挙区

受付 番号	届出年月日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4 月24日	須 藤 政一郎	男	秋田市太平目長崎字本町83番地	昭和22年 2 月 2 日	農 業
2	平成19年 4 月24日	舟 木 眞一郎	男	秋田市太平目長崎字井関88番地	昭和20年 1 月14日	会社員
3	平成19年 4 月24日	永 井 一 芳	男	秋田市太平目長崎字本町78番地	昭和23年 1 月26日	農 業
4	平成19年 4 月24日	森 合 満	男	秋田市太平目長崎字滝瀬 1 番地	昭和19年 2 月24日	農 業
5	平成19年 4 月24日	佐々木 義 宗	男	秋田市太平目長崎字神田 1 番地の 1	昭和20年10月18日	農 業
6	平成19年 4 月24日	佐々木 英 久	男	秋田市太平目長崎字目長崎143番地 9	昭和21年10月 9 日	農 業

第 6 選挙区

受付 番号	届出年月日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4 月24日	永 井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年 8 月20日	農 業
2	平成19年 4 月24日	田 中 重 悦	男	秋田市太平中関字下館17番地	昭和21年 8 月28日	農 業
3	平成19年 4 月24日	桜 田 善 悦	男	秋田市太平中関字川原101番地	昭和22年10月28日	農 業
4	平成19年 4 月24日	田 口 久 昭	男	秋田市太平中関字寺中16番地	昭和13年 2 月22日	農 業
5	平成19年 4 月24日	工 藤 清	男	秋田市太平中関字屋敷前 6 番地	昭和17年 2 月13日	農 業
6	平成19年 4 月24日	嵯 峨 均	男	秋田市太平中関字平形58番地	昭和30年11月10日	農 業

第 7 選挙区

受付 番号	届出年月日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4 月24日	利 部 哲 義	男	秋田市太平黒沢字稲荷65番地	昭和19年 4 月 2 日	農 業
2	平成19年 4 月24日	秋 山 重 善	男	秋田市太平寺庭字寺庭104番地 1	昭和28年 2 月19日	自 営
3	平成19年 4 月24日	永 井 敬 悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年 4 月 5 日	農 業
4	平成19年 4 月24日	渡 辺 兵 司	男	秋田市太平黒沢字野崎72番地	昭和 7 年 5 月15日	農 業
5	平成19年 4 月24日	渡 辺 文 助	男	秋田市太平黒沢字野崎59番地	昭和 9 年 9 月10日	農 業
6	平成19年 4 月24日	嵯 峨 佐久治	男	秋田市太平黒沢字砂子沢62番地	昭和 5 年 7 月29日	農 業

第 8 選挙区

受付 番号	届出年月日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4 月24日	嵯 峨 市 雄	男	秋田市太平山谷字野田81番地の 1	昭和13年 4 月20日	農 業
2	平成19年 4 月24日	鈴 木 廣 實	男	秋田市太平山谷字十三岱154番地	昭和17年 4 月29日	農 業
3	平成19年 4 月24日	嵯 峨 一 夫	男	秋田市太平山谷字下皿見内37番地の 1	昭和17年 5 月15日	農 業
4	平成19年 4 月24日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地 1	昭和25年12月26日	会社員
5	平成19年 4 月24日	鈴 木 鉄 男	男	秋田市太平山谷字十三岱92番地	昭和21年 5 月21日	農 業
6	平成19年 4 月24日	鈴木 一右エ門	男	秋田市太平山谷字地主46番地	昭和14年 4 月 2 日	農 業
7	平成19年 4 月24日	鈴 木 健太郎	男	秋田市太平山谷字中山谷167番地	昭和25年 9 月14日	会社員

選挙長告示第 3 号

平成19年 5 月 1 日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙について、各選挙区の立候補者が総代の定数を超えないので投票を行わない。

平成19年 4 月26日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 佐々木 達 雄
- 第 2 選挙区選挙長 佐々木 久 四 郎
- 第 3 選挙区選挙長 鎌 田 日 出 冬
- 第 4 選挙区選挙長 櫻 田 政 治
- 第 5 選挙区選挙長 須 藤 兼 義
- 第 6 選挙区選挙長 森 合 周 市
- 第 7 選挙区選挙長 渡 辺 信 夫
- 第 8 選挙区選挙長 鈴 木 嘉 廣

選挙長告示第 4 号

平成19年 5 月 1 日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定める。

平成19年 4 月26日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 佐々木 達 雄
- 第 2 選挙区選挙長 佐々木 久 四 郎
- 第 3 選挙区選挙長 鎌 田 日 出 冬

- 第 4 選挙区選挙長 櫻 田 政 治
- 第 5 選挙区選挙長 須 藤 兼 義
- 第 6 選挙区選挙長 森 合 周 市
- 第 7 選挙区選挙長 渡 辺 信 夫
- 第 8 選挙区選挙長 鈴 木 嘉 廣

- 1 選挙会の場所 秋田市太平目長崎字本町26番地の 1
秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所
- 2 選挙会の日時 平成19年 5 月 2 日 午後 2 時から

公 告

秋田市政告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の 2 第 1 項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を設置したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 4 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 要保護児童対策地域協議会の名称
秋田市要保護児童対策地域協議会
- 2 要保護児童対策調整機関の名称
秋田市福祉保健部
- 3 関係機関等の名称および法第25条の 5 各号の該当号

関係機関等の名称等	法第25条の 5 各号の該当号
(1) 秋田県中央児童相談所 (2) 秋田中央警察署 (3) 秋田臨港警察署 (4) 秋田東警察署 (5) 秋田市福祉保健部 (6) 秋田市教育委員会	第 1 号
(1) 社団法人秋田市医師会	第 2 号
(1) 秋田市民生児童委員協議会の推薦があつた民生委員・児童委員 (2) 次に掲げる団体の推薦があつた者 ア 秋田県臨床心理士会 イ 秋田市小学校校長会 ウ 秋田市中学校校長会 エ 秋田市私立幼稚園協会 オ 秋田市保育協議会 カ 秋田市 P T A 連合会 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者のうちから市長が指定する者	第 3 号

秋田市公告

次のとおり公示送達がありましたので、土地収用法施行令第 5 条第 4 項の規定により公告する。

平成19年 4 月 3 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 事件名
市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件
 - 書類の名称
平成19年 3 月22日付け秋収委－133「裁決書」
 - 送達を受けるべき者
住所不明
秋田県秋田市新城笠岡字島下り 2 番および秋田県秋田市新城笠岡字島下り24番 2 の土地の所有者（別記のとおり）
 - 公示送達に係る掲示および掲載の事実
 - 掲示されている場所 秋田県揭示場(秋田県庁正面玄関前)
 - 掲示を始めた年月日 平成19年 4 月 3 日
 - 掲 載 さ れ る 公 報 平成19年 4 月 3 日付けの秋田県公報別記
- 細谷 清二
住所不明（ただし、住民票では秋田市飯島松根東町 2 番87号）
細谷 齋
住所不明（ただし、最後の住所は秋田市新城笠岡字笠岡101番地 6 ）
宇佐美 敏
住所不明（ただし、最後の住所は愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地和光寮）
宇佐美 忠
住所不明（ただし、住民票では秋田市高陽幸町13番 6 号花立荘）
井上ハルミ
住所不明（ただし、住民票では石川県加賀市山代温泉幸町52番地）
青木 忠

住所不明（ただし、最後の住所は神奈川県横浜市緑区霧が丘二丁目16番地 4 並木ハイツ201）

伊藤 秀勝

住所不明（ただし、住民票では埼玉県日高市大字高萩701番地23）

那部 エミ

住所不明（ただし、本籍地は秋田市土崎港西三丁目108番地）

保坂 俊春

住所不明（ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛網字四十八35番地の 6 ）

渡邊 清得

住所不明（ただし、住民票では秋田市土崎港相染町字堂ノ後 6 番地 2 第 2 東栄荘 3 号）

佐々木三男

住所不明（ただし、住民票では長野県長野市徳間一丁目 1 番 4 号丸安工業内）

佐々木廣行

住所不明（ただし、住民票では秋田市新城笠岡字笠岡307番地）

細谷 學

住所不明（ただし、住民票では秋田市新城笠岡字堰場265番地の 1 ）

佐藤 昇

住所不明（ただし、住民票では千葉県千葉市花見川区内山町87番地(街)ウエスト工業内）

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 4 月 6 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 入札に付する事項
 - 物件名
秋田市教育研究所教職員研修用情報機器納入設置および賃貸借
 - 物品名および数量
ノートパソコン（CoreDuo21.6, 15.4W）10台、増設メモリ（512 MB）10個、無線 LAN アクセスポイント 3 台、無線 LAN カード 7 枚、無線プリンターサーバ 1 台、デスクトップライセンス10台、ビジネスソフトインストール C D 1 本、ビジネスソフトインストールマニュアル 1 本、ワープロソフトライセンス10本、ワープロソフトライセンスインストール C D、ワープロソフトライセンスマニュアル 1 本、環境復元ソフト 1 本、搬入装置調整等一式
 - 納入期限 平成19年 5 月 1 日(火)
 - 納入場所 秋田市の指定する場所
- 入札に関する事項
 - 日 時 平成19年 4 月24日(火) 午後 1 時30分～
 - 場 所 秋田市茨島一丁目 4 番71号
秋田市教育研究所 2 階ミーティングルーム
 - 保 証 金 免除
 - 注意事項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）

を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する。

ウ 入札執行回数は2回を限度とする。

3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 契約した日から平成24年4月30日まで
(2) 賃貸借期間 平成19年5月1日から平成24年4月30日まで

4 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
(2) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約が行える業者であること。(本件に関して賃貸借契約が可能な業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合も可。)
(3) 租税に滞納がないこと。
(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

5 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年4月13日(金)までに、次に掲げる書類とその添付書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
イ 営業経歴書(様式2(省略))
ウ 納税証明書(写し可)
 (ア) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 (イ) 秋田市に納めた固定資産税 平成18年度1期～3期
 ※法人市民税は、間近の営業年度のもの
エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)写し可
オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し
 ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分に伏せた写しを添付すること。
(2) 入札説明書等配布資料受領場所 秋田市教育研究所
(3) 申込書等の提出
 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
(4) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成19年4月6日(金)から平成19年4月13日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業 務 名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
小中学校複写機の複写料金単価	小中学校に設置する複写機の複写料金単価	平成19年6月1日～平成20年3月31日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者、又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ②租税に滞納がないこと。 ③複写機の複写料金単価契約が可能な者で

イ 受付場所 秋田市茨島一丁目4-71 秋田市教育研究所

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、審査結果通知により、その旨を通知する。
(3) 指名通知および審査結果の通知は、平成19年4月19日(木)に行う。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された書類は、返却しない。
(3) 問い合わせ先

秋田市教育研究所

電話 018-865-2530

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成19年5月8日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成19年4月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成19年4月9日

至 平成19年5月8日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年4月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

あること。
④複写機の保守サービスが可能な者であること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 5 月14日(月) 午前 9 時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年 5 月15日(火)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年 4 月26日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 営業経歴書（様式 2（省略））

ウ 複写機の保守サービス体制調書（様式 3（省略））

エ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書）

※有効期限 3 ヶ月以内

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年 4 月 9 日(月)から平成19年 4 月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年 5 月 7 日(月)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成19年 4 月 9 日(月)から平成19年 4 月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 4 月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

業 務 名	契 約 場 所	契 約 期 間	入 札 参 加 要 件
秋田市太平洋山自然学習センター小中学校送迎バス賃貸借業務	秋田市仁別字マントラメ227-1 太平洋山自然学習センター「まんたらめ」	平成19年 5 月10日～ 平成20年 2 月29日	次の①から③のすべての要件を満たしていること。 ①一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けており、大型車5台以上、中型車1台以上を保有していること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有していること。 ③租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止又は、入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 4 月26日(木) 午前10時

入札の場所 秋田市仁別字マントラメ227-1
太平山自然学習センター「まんだらめ」

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年 4 月27日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書には、大型車と中型車各1台分の賃貸借金額を記載することとし、その金額に大型車246台・中型車5台を乗じた合計額で一番低額であった者を落札者とする。
- (4) 開札の結果、予定価格を上回っており、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

入札行為の委任 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。※入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証明できる書類の写し。
- ウ 納税証明書(写し可)
- ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
 - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 - ・秋田市に納めた固定資産税(平成18年度分)
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でもよい。
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成19年 4 月11日(水)から 4 月17日(火)までの午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 太平山自然学習センター「まんだらめ」
- ウ 参加申込書 太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成19年 4 月19日(木)にFAXで送付する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成19年 4 月11日(水)から 4 月17日(火)までの午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 太平山自然学習センター「まんだらめ」事務室
所在地 秋田市仁別字マントラメ227-1

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
太平山自然学習センター「まんだらめ」
電話 018-827-2171

秋田市公告

秋田市中心市街地活性化基本計画策定委託業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成19年 4 月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 業務概要

- (1) 業務名
秋田市中心市街地活性化基本計画策定委託業務
- (2) 業務内容
中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)に基づき、本市の中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)の策定を委託するものである。
- (3) 業務期間
契約締結の日から平成20年 3 月21日まで。ただし、基本計画の原案については、平成19年11月30日までに取りまとめること。
- (4) 業務規模
13,500,000円(消費税および地方消費税を含む。)以内を想定

2 参加資格

- 本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項すべてを満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない単体企業であること。
- (3) 過去に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績を有する者であること。
- (4) 過去10年間に本市又は秋田県、国(関連する民法法人を含

む。)、独立行政法人の委託により、本市のまちづくり（一定の面的広がりをもつ区域における土地利用計画を含むもの）に関する計画策定又は調査に関わった業務実績を有する者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市勢活性化推進本部
T E L 018-866-2028 F A X 018-866-2458
E-mail : ro-hqac@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間 平成19年 4 月10日(火)から平成19年 5 月24日(木)まで

イ 交付方法 実施要領は、秋田市市勢活性化推進本部ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/hqac/default.htm>）からの入手を原則とする。

また、担当部局においても希望者には直接交付する。（ただし、直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 9 時から正午まで、および午後 1 時から午後 5 時15分までとする。）

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成19年 4 月23日(月) 午後 5 時15分

イ 提出場所 上記 3 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 9 時から正午まで、および午後 1 時から午後 5 時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限るものとし、提出期限までに必着のこと。）によること。

(4) 企画提案書（別途提出要請を受けた者に限る。）の提出

ア 提出期限 平成19年 5 月25日(金) 午後 5 時15分

イ 提出場所 上記 3 (1)に同じ。

ウ 提出方法 上記 3 (3)ウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから秋田市市勢活性化推進本部業務委託等業者選定委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務委託予定者を特定するものとする。

5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3 (1)の担当部局とする。

(2) 企画提案書に関するヒアリングを行う。

(3) 参加表明書および企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用は、応募者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本件プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は、実施要領による。

秋田市公告

次のとおり秋田市立秋田北中学校増改築工事に係る特定建設工

事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成19年 4 月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 本工事は共同企業体による工事である。

(2) 工 事 番 号 学校第 2 号

(3) 工 事 名 秋田市立秋田北中学校増改築工事

(4) 工 事 場 所 秋田市下新城中野字街道端西241番地の 90

(5) 工 事 概 要 校 舎 棟 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造／4 階建 一部 平屋建
建築面積 1,710.68㎡

延べ床面積 4,436.30㎡

体育館棟 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造／2 階建

建築面積 1,831.09㎡

延べ床面積 2,132.69㎡

延べ床面積 合計 6,568.99㎡

(6) 工 事 期 限 平成20年10月31日(金)まで

(7) 予 定 価 格 1,026,020,000円（消費税別）

(8) 開 札 予 定 期 日 平成19年 5 月16日(水)

(9) 仮契約予定期日 平成19年 5 月18日(金)

(10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき

(11) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本市では、設計金額が 5 千万円以上の工事について、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1 回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者 3 社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事の A 級に等

級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。

- イ 特定建設業の許可（建築工事業）を有すること。
- ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。
- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成19年4月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し
 - ウ 施工実績調書（入札に付する工事と同種・同規模程度の工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））
 - エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））
 - オ 誓約書（様式5（省略））
- (2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手续に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。
 - ア BizLink 電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書（JV）
 - イ 代表者となる者の印鑑登録証明書の原本（発行日から3ヶ月以内のもの）
- (3) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成19年4月17日(火)から平成19年4月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後

4時まで

- イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページ（http://www.nttbiz.com/service/ca/bizca/aki-ca/page_jv.html）から入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年5月8日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号
(市役所山王別館1階)
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成19年4月17日(火)から平成19年5月9日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 108,940円（設計書1,540円、図面107,400円）(税込) (CD-ROM 有（1枚1,000円）)
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること）により、平成19年5月9日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。（無料）
- (8) 閲覧期間 平成19年4月17日(火)から平成19年5月15日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市役所財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定

により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成19年 4 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン第二十地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市四ツ小屋末戸松本字地蔵田の一部
- 3 施行認可の年月日
平成18年 7 月 6 日
- 4 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 理事長 小 野 邦 久
上記代理人 秋田都市開発事務所長 白 石 光 治
秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 4
- 5 事業施行期間
平成18年 7 月 6 日から平成19年 3 月31日まで
- 6 終了認可の年月日
平成19年 4 月19日

秋田市公告

下記により秋田市中央卸売市場青果部仲卸業者を公募する。

平成19年 4 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 対象業者の資格等
平成19年 6 月 1 日まで秋田市中央卸売市場青果部仲卸業者として入場を希望し、次の基準に該当し、なおかつ欠格要件のいずれにも該当しないものであること。
基準
(1) 仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験を有し、野菜・果実の販売業を 3 年以上営んでいる法人又は個人。
(2) 事業所等の所在地について
ア 秋田市に事業所（店舗など）を所有していること。
イ 当該業者の代表者が、秋田市に居住していること。
(3) 当該事業所の市税等を秋田市に納め、滞納がないこと。
欠格要件
(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられたもの又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。
(3) 申請者が市場の仲卸の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。
(4) 申請者が仲卸の業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験又は資力信用を有しないものであるとき。
(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人であるとき。
(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち(1)から(3)までおよび(5)のいずれかに該当する者があるとき。
- 2 公募の期間 平成19年 4 月20日から平成19年 5 月 7 日までの 18 日間
- 3 申請時提出書類 許可申請は仲卸業務許可申請書（様式第 16 号（省略））によるものとする。
(1) 当該申請者が法人である場合には次に掲げる書類を添付し

なければならない。

- ア 定款又は規約
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 貸借対照表および損益計算書（直近 3 期分）
 - エ 代表者および業務を執行する役員の履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
 - オ 事業計画書
 - カ 業務を執行する役員が、上記欠格要件(2)および(5)に規定する者に該当しないことを誓約する書面（様式第 17 号（省略））
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 当該申請者が個人である場合には次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ア 履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
 - イ 資産調査（金融機関発行の預金残高証明書、不動産登記簿の写し等）
 - ウ 確定申告書（直近 3 年分）
 - エ その他市長が必要と認める書類
- 4 申請書類等の提出 平成19年 4 月20日から平成19年 5 月 7 日まで。申請書等の提出は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - 5 入場業者決定 審査のうえ、平成19年 5 月21日までに申請者に通知する。
 - 6 業務開始日 平成19年 6 月 1 日
 - 7 その他 保証金の預託や施設使用料等の負担がある。
 - 8 公募の所在地と連絡先
秋田市外旭川字符合 28 番地
秋田市中央卸売市場 市場管理室
代表電話 018（869）5222

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成19年度第 1 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年 4 月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成19年 4 月24日から
平成19年 5 月16日まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成19年 4 月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
ア 氏 名 紅屋商事株式会社
代表取締役 秦 勝 重
イ 住 所 青森県青森市新町二丁目 5 番 8 号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
ア 名 称 メガ土崎店
イ 所 在 地 秋田県秋田市土崎港相染町字沼端77番地76号
外
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア) 駐車場の収容台数
(変更前) 163台
(変更後) 154台
イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア) 駐車場の自動車の出入口の数および位置
(変更前) 2 箇所
(変更後) 3 箇所
- (4) 変更年月日
ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
平成19年12月14日
イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
平成19年 4 月15日

2 届出年月日 平成19年 4 月13日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 縦覧期間 平成19年 4 月24日～平成19年 8 月24日

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単価第 6 号	仁井田・豊岩浄水場 水道用ポリ塩化アルミニウム（P A C）購入	秋田市上下水道局 仁井田・豊岩浄水場	契約日から 平成20年 3 月31日まで
単価第 7 号	仁井田・豊岩浄水場 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入		
単価第 8 号	水道用液体苛性ソーダ購入		
単価第 9 号	雄和浄水場 水道用ポリ塩化アルミニウム（P A C）購入	秋田市上下水道局 雄和浄水場	
単価第10号	雄和浄水場 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入		
単価第11号	水道用ソーダ灰購入		
単価第12号	八橋下水道終末処理場 次亜塩素酸ソーダ購入	秋田市上下水道局	
単価第13号	八橋下水道終末処理場 高分子凝集剤購入	八橋下水道終末処理場	

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市に物品入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
ウ 秋田市の指名停止および入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年 4 月18日(水) 午前10時30分
入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室
入札保証金 免除

- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

平成19年 3 月23日付けの農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づく公告について、一部内容を訂正したので、次により縦覧に供する。

平成19年 4 月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

訂正内容 整理番号18－11－52(1)中以下の地番を削る。

「秋田市柳田字石神94－ 9 」

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成19年 4 月26日から
平成19年 5 月18日まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成19年 4 月 6 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

契 約 日 平成19年 4 月20日(金)

入 札 金 額 入札書には、1 kgあたりの価格を記載すること。

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もっ

た契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年 4 月11日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年 4 月 6 日(金)から平成19年 4 月11日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納品場所	納入期限	入 札 参 加 要 件
第 1 号	新品水道メーター購入（13mm～150mm）	秋田市上下水道局	平成19年 6 月25日(月)	3 に記載

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年 5 月 8 日(火) 午後 1 時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14－8
秋田市上下水道局 3 階 入札室
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- 契 約 日 平成19年 5 月10日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定す

指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年 4 月13日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成19年 4 月 6 日(金)から平成19年 4 月17日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。
- 6 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018－823－8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成19年 4 月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

る。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年 4 月25日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
- ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方
- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
- (イ) 実績調書（様式2（省略））
- イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方
- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
- (イ) 実績調書（様式2（省略））

- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年 4 月13日(金)から平成19年 4 月25日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年 4 月13日(金)から平成19年 5 月 7 日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成19年 4 月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

委託番号	委 託 名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第86号	漏水調査業務委託	秋田市内 (局が指定した所)	平成19年11月30日	3 に記載

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年 5 月16日(水) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14- 8
秋田市上下水道局 3 階 入札室
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。
- 契 約 日 平成19年 5 月18日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、漏水調査の業務実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこ

と。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年 5 月 9 日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
- ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方
- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
- (イ) 実績調書（様式 2（省略））
- イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方
- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
- (イ) 実績調書（様式 2（省略））
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 カ月以内に発行されたものに限る。）
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年 4 月20日(金)から平成19年 5 月 9 日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
- 上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年 4 月20日(金)から平成19年 5 月15日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 4 月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第85号	仕切弁きょう整備工事委託	秋田市一円	契約日から 平成20年 3 月31日	・水道施設工事A級 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 5 月16日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14- 8
秋田市上下水道局 3 階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年 5 月18日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とし、落札比率(落札価格を設計額で除した値)により、請負比率を決定する。(仕切弁きょう整備工事は、1 工事各々設計に相違があるため工事代金は、完成 1 件ごとに工事設計額に請負比率を乗じて算出し消費税等相当額を加えた額を精算額とする。)消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年 5 月 9 日(火)までに、

公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年 4 月20日(金)から平成19年 5 月15日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年 5 月11日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年 4 月20日(金)から平成19年 5 月15日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434